

「千葉県文化財保存活用大綱」の一部改正について



令和 5 年 1 月 1 8 日
千葉県教育庁教育振興部文化財課
電話：043-223-4082

千葉県総合計画の改定や千葉県文化財保護条例の改正、組織改編等に伴い、令和 2 年 1 0 月に策定した「千葉県文化財保存活用大綱」の一部改正を行います。

1 一部改正後の大綱について

別添のとおり

<参考>一部改正の理由

- (1) 「千葉県総合計画（令和 4～6 年度）」の改定
- (2) 「千葉県文化芸術推進基本計画（令和 4～6 年度）」の改定
- (3) 「千葉県地域防災計画（令和 3 年度）」の改定
- (4) 「文化財保護法（令和 4 年 4 月 1 日）」の改正
- (5) 「千葉県文化財保護条例（令和 4 年 4 月 1 日）」の改正
- (6) 組織改編（令和 4 年 4 月 1 日）

千葉県文化財保存活用大綱



令和5年1月改正

千葉県教育委員会

目 次

序章

- 1 大綱策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 大綱の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 千葉県文化財保存活用大綱の根拠
 - (2) 千葉県が策定している計画等との関係
 - (3) 大綱、地域計画と個別の文化財保存活用計画の関係

第1章 文化財の保存・活用の現状

- 1 文化財の保護制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 文化財保護法の趣旨と国、都道府県、市町村の役割
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定
 - (3) 文化財保護法に基づく国の文化財保護制度
 - (4) 千葉県文化財保護条例に基づく千葉県の保護制度
 - (5) 千葉県文化芸術の振興に関する条例における文化財の保護
- 2 千葉県の県土及び地域の特徴と文化財の概要・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 千葉県の県土の特徴
 - (2) 植物・動物から見た特徴
 - (3) 歴史から見た特徴
 - (4) 民俗から見た特徴
 - (5) 景観から見た特徴
 - (6) その他の文化財に関連する制度
- 3 千葉県の文化財の特徴と保存・活用の現状・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 千葉県の歴史・文化、自然の特徴
 - (2) 千葉県の文化財の保存・活用の現状

第2章 千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像と方針

- 1 千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 将来像を達成する上での課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 保存に関する課題
 - (2) 活用に関する課題
- 3 保存・活用の方向性と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 方向性
 - (2) 方針

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- 1 文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 博物館・美術館等や学校等での文化財に触れる機会の充実
 - (2) ホームページ等による効果的な文化財情報の発信
 - (3) 無形文化財及び無形の民俗文化財の公開の推進
 - (4) 公開事業等を通じたわかりやすい文化財の紹介
 - (5) 外国語による文化財の普及啓発
 - (6) 防災教育への取組
 - (7) 千葉県を特徴付ける文化財の周知の取組
- 2 文化財の調査、把握、指定等・・・・・・・・・・ 29
 - (1) 継続した調査と文化財の把握、記録類の作成
 - (2) 調査結果を踏まえた指定等による保存・活用の推進
 - (3) 埋蔵文化財の調査・把握・周知
- 3 文化財の保存・修理等・・・・・・・・・・ 30
 - (1) 文化財の価値を護るための保存・修理への取組
 - (2) 補助金等の財政支援や専門的な技術支援
- 4 文化財の保存・継承への取組と体制整備・・・・・・・・・・ 32
 - (1) 文化財所有者に代わる管理責任者制度の活用
 - (2) 担い手の育成
 - (3) 防犯・防災対策
 - (4) 専門職員の配置等の体制整備と、関係部局、教育機関、関係団体との連携の促進
- 5 地域連携の推進と、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用・・・・・・・・ 34
 - (1) 民間団体等を含む地域連携の促進
 - (2) 市町村と連携した広域な文化財の活用の取組
- 6 文化財の観光振興等への活用の取組・・・・・・・・・・ 35
 - (1) 観光振興への取組
 - (2) 活用を図るための文化財及び周辺環境整備
- 7 県と市町村が優先的に取り組むテーマ・・・・・・・・・・ 36
 - (1) 千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
 - (2) 千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
 - (3) 千葉県を特徴付ける名勝地及び景観に関する保存・活用
 - (4) 文化財保存活用地域計画等を通じた計画的な文化財の保存・活用

第4章 市町村及び文化財所有者等への支援

- 1 支援の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 2 支援の内容と取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
 - (1) 文化財の保存・活用及び各種計画作成等についての指導・助言
 - (2) 補助金等による財政支援
 - (3) 調査等に関する市町村への支援
 - (4) 手続き等に関する国との連絡調整
 - (5) 研修に関連した支援
 - (6) 歴史的建築物の建築基準法の適用除外に関する支援
 - (7) 関係機関等との連携に関する支援

第5章 防犯・防災及び災害発生時の対応

- 1 防犯・防災及び災害発生時の対応の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 2 防犯・防災及び災害発生時の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
 - (1) 文化財の毀損、盗難が発生した場合の対応
 - (2) 災害発生時における市町村と連携した文化財の被害情報の収集
 - (3) 災害時の応急措置及び災害復旧
 - (4) 防犯・防災意識の涵養と防災施設の整備
 - (5) 災害に備えた行政・博物館等・民間組織等との連携による文化財の救援ネットワークの構築
 - (6) 緊急的な文化財救済活動等の実施の体制

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 千葉県における文化財担当部局及び関係部局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
 - (1) 文化財保護に関する主管課及び体制
 - (2) 千葉県教育庁が所管する施設
 - (3) 知事部局の関係部署・関連施設
 - (4) 附属機関等
 - (5) 文化財関係の委員等
- 2 県が開催している育成・研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 3 文化財関係の会議等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 4 文化財関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 5 千葉県が所有する文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

序 章

1 大綱策定の背景と目的

平成 30 年 6 月 8 日付けで文化財保護法（以下、「法」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成 31 年 4 月 1 日付けで施行されました。

国は、法改正の趣旨を「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」と示しています。

千葉県の実状を見ると、地域によって全く異なった課題を持っています。東京近郊の県北西部では、現在においても大規模な開発が進行しており、記念物、町並み等の景観及び埋蔵文化財等の保存と開発の調和が課題となっています。今後も人口の増加が継続し、地域を構成する人々の入れ替わりが起これ、伝統文化を継承する地域社会の変容が進むと見込まれます。一方それ以外の地域では、緩やかな人口減が進行しており、過疎化・少子高齢化といった問題と向き合わなければならない状況にあります。有形・無形を問わず、文化財を維持する地域コミュニティの力が弱まっており、次世代への文化財の継承の見通しは明るくはありません。国が掲げた課題はそのまま千葉県の課題でもあります。

文化財は、地域のアイデンティティを形成する重要な要素であると言われています。文化財は地域の特色を色濃く反映しているものなので、地域の文化財に親しむことにより、郷土への愛着と誇りの醸成につながるものと期待されています。このようなことから、それぞれの地域において、地域の文化財をよく知り、将来に継承していく仕組みと、文化財を保存・活用していくための具体的な計画づくりが求められています。

改正文化財保護法においては、計画的な文化財保護の推進を目指し、都道府県は「文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」）を、市町村は「文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成し、それぞれが域内の文化財の保存と活用を主体的に推進するという制度が設けられました。都道府県が策定する「大綱」は、域内における「文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの」とされており、市町村の地域計画は、「都道府県が策定する大綱を勘案して」作成するものとされています。

千葉県文化財保存活用大綱（以下、「本大綱」という。）は、県内市町村が地域計画を作成するに当たり、それぞれの市町村の独自の魅力を生かしながら、一方で相互に矛盾

なく文化財保護に取り組むための共通の基盤として、千葉県教育委員会が示すものです。

なお、本大綱は、本県における文化財の保存と活用の基本的な方向性等を示すものなので、実施期間を設けません。ただし、社会の変化や本県の総合計画の改定等を踏まえ、必要が生じた場合は、随時見直しを図るものとします。

2 大綱の位置付け

(1) 千葉県文化財保存活用大綱の根拠

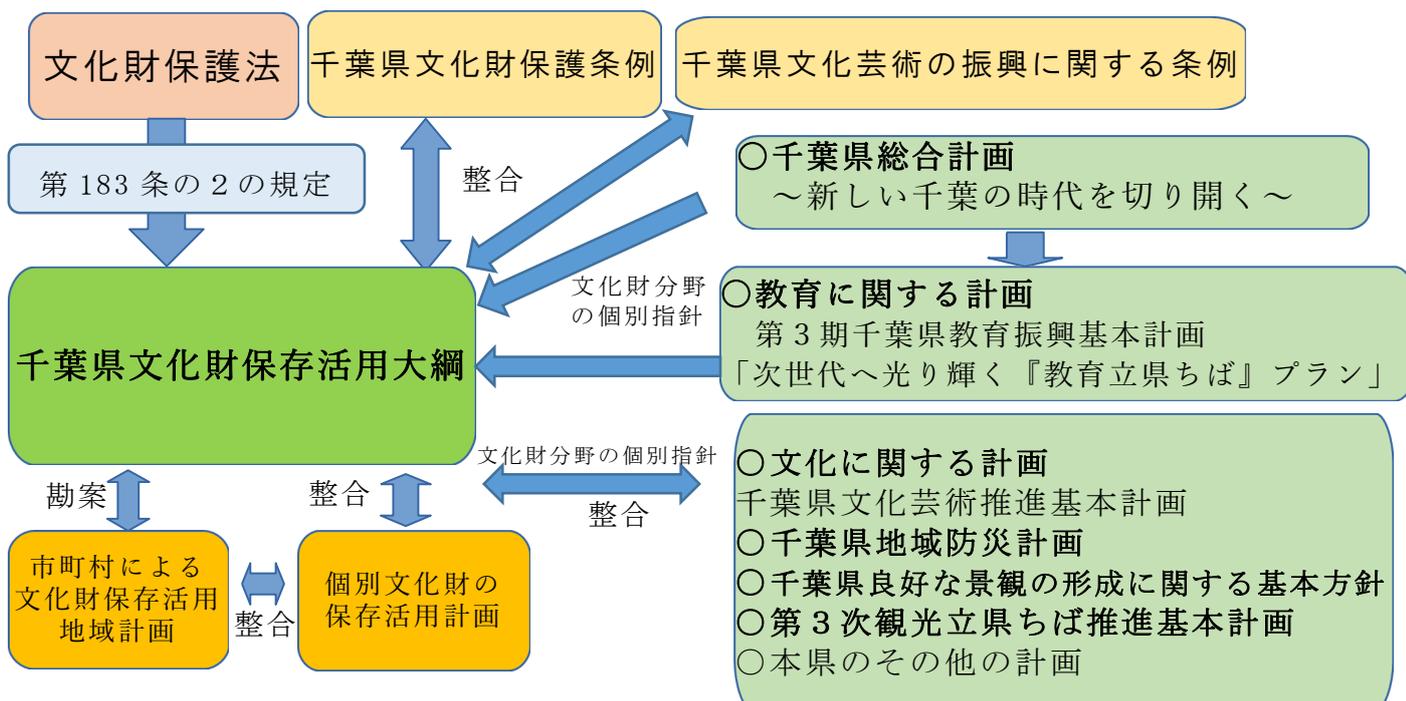
本大綱は、法第 183 条の 2 の規定に基づき、千葉県における「文化財の保存及び活用の総合的な施策の大綱」として定めるものです。

市町村は法第 183 条の 3 の規定に基づき、域内の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として地域計画を作成することができるとされていますが、地域計画を作成する際には、大綱を勘案すべきものとされており。

(2) 千葉県が策定している計画等との関係

本大綱は、千葉県が策定している県の総合計画、教育振興基本計画、千葉県文化芸術推進基本計画の文化財に関する施策を反映したもので、文化財分野における個別指針に位置付けられます。また本大綱の「第 5 章 防犯・防災及び災害発生時の対応」については、千葉県地域防災計画に基づくもので、具体的な指針を示したものです。その他の千葉県が策定した計画等とも整合性が図られています。各計画における本大綱に関連する部分を以下に示します。

《千葉県文化財保存活用大綱の位置付け》



①県の総合計画との関係

千葉県においては総合計画として、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」(令和4年度～令和6年度)が策定されています。重点的な施策・取組のうち、文化財に関連する施策としては、施策項目Ⅳ-2-①-7「郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成」の取組として、「郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進」を掲げています。また施策項目Ⅵ-3-①-2「ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり」の中に「千葉の多様な伝統文化を知る機会の提供」、「伝統文化の保存・継承」、「文化財・文化的景観等の保存と活用」の3つを掲げています。

本大綱は、これらの取組を進めるための、文化財分野での施策を示すものです。

②教育振興基本計画との関係

教育分野における個別計画である**第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」**(令和2年度～令和6年度)の中では、基本目標4として、「ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、『楽しい』『喜び』に満ちた豊かな社会を創る」が掲げられており、その具体的な施策として「郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成」が示され、それに係る主な取組として「郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進」、「文化にふれ親しむ環境づくり」の2つが掲げられ、この中に文化財及び博物館に係る取組が示されています。

③文化芸術振興計画との関係

「**千葉県文化芸術推進基本計画**」(令和4年度～令和6年度)には、5つの施策の柱のうち、文化財に関連する柱が4つ掲げられています。柱2「ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり」では、「ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供」、「伝統文化の保存・継承」、「文化財・文化的景観等の保存と活用」の3つの施策を展開することとしています。また柱3「新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり」は、「観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化」を目指し、「日本遺産を活用した地域活性化」に取り組むこととしています。柱4「次世代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり」では、「豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実」、「伝統文化を担う子ども・若者の育成」の2つの施策が示されています。さらに柱5「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」では、施策として「『ちば文化』のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成」を掲げ、「『日本遺産』や『ちば文化資産』など県内文化資源の活用」に取り組むこととしています。

④千葉県地域防災計画との関係

「**千葉県地域防災計画(令和3年度修正)**」においては、「第2編地震・津波編」、

「第3編風水害等編」、「第5編大規模火災等編」に県、市町村、文化財所有者の役割が示されています。本大綱の「第5章防犯・防災及び災害発生時の対応」は、防災計画に準拠しつつ、より具体的な方針を示しています。

⑤千葉県良好な景観の形成に関する基本方針との関係

「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」（平成21年）においては、「良好な景観の形成に関する基本目標」を5つ設けており、その2つめに「歴史的・文化的景観を守り育てる」を掲げています。歴史的・文化的景観という言葉には、文化的景観や伝統的建造物群に加え、「神社仏閣と鎮守の森」や「伝統的な祭り」など、広く文化財に係る景観が含まれています。

⑥第3次観光立県ちば推進基本計画との関係

「第3次観光立県ちば推進基本計画」（令和元年度～令和5年度）においては、「千葉県観光振興のための4つの重点課題」の1つとして、「地域資源を活用した多様な観光需要への対応」を掲げています。この中で、観光需要は「コト消費」を中心に多様化しており、「本県の豊かな自然や（中略）歴史・文化などの多様な地域資源を活用した観光地域づくりが必要」であり、「郷土の伝統文化や歴史等に対する理解」が様々な課題の1つであるとしています。そして実行すべき3つの観光戦略のうち「【戦略1】国内外からのリピーターを獲得できる観光地域づくり」と「【戦略3】観光ポテンシャルの磨き上げ」において、文化財などの地域資源を活用した観光への取組が示されています。

（3）大綱、地域計画と個別の文化財の保存活用計画の関係

①市町村が作成する文化財保存活用地域計画について

国は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年3月4日交付。以下、「指針」という。）において、これら計画等の策定等に当たっての基本的な考えや留意事項を示しています。この中で、市町村が作成する地域計画は、「大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン」であるとしています。

②個別の文化財の保存活用計画について

文化財の保存・活用は、それぞれの類型、種別ごとの特性に合わせた方法で取り組む必要があります。さらに個々の文化財はそれぞれ特徴が異なるため、個々の文化財に合った保存・活用への取組が必要です。そのような観点から、これまで個別の文化財の保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）を作成し、保存と活用に当たるという取組が進められてきました。文化財は、定期的な修理が必要であったり、環境整備に当たっては費用や期間がかかったりするため、これらを遂行するためには、計

画的な取組が必要です。文化財の特徴に合った現状変更や修理の基準等を定めておくことにより、文化財が適切に保存されるとともに、円滑な手続きができるようになります。

国は、県・市町村指定文化財又は「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（又は無形の民俗文化財）」の保存活用計画を作成する上でも、指針を踏まえたものとするのが有効であるとしています。

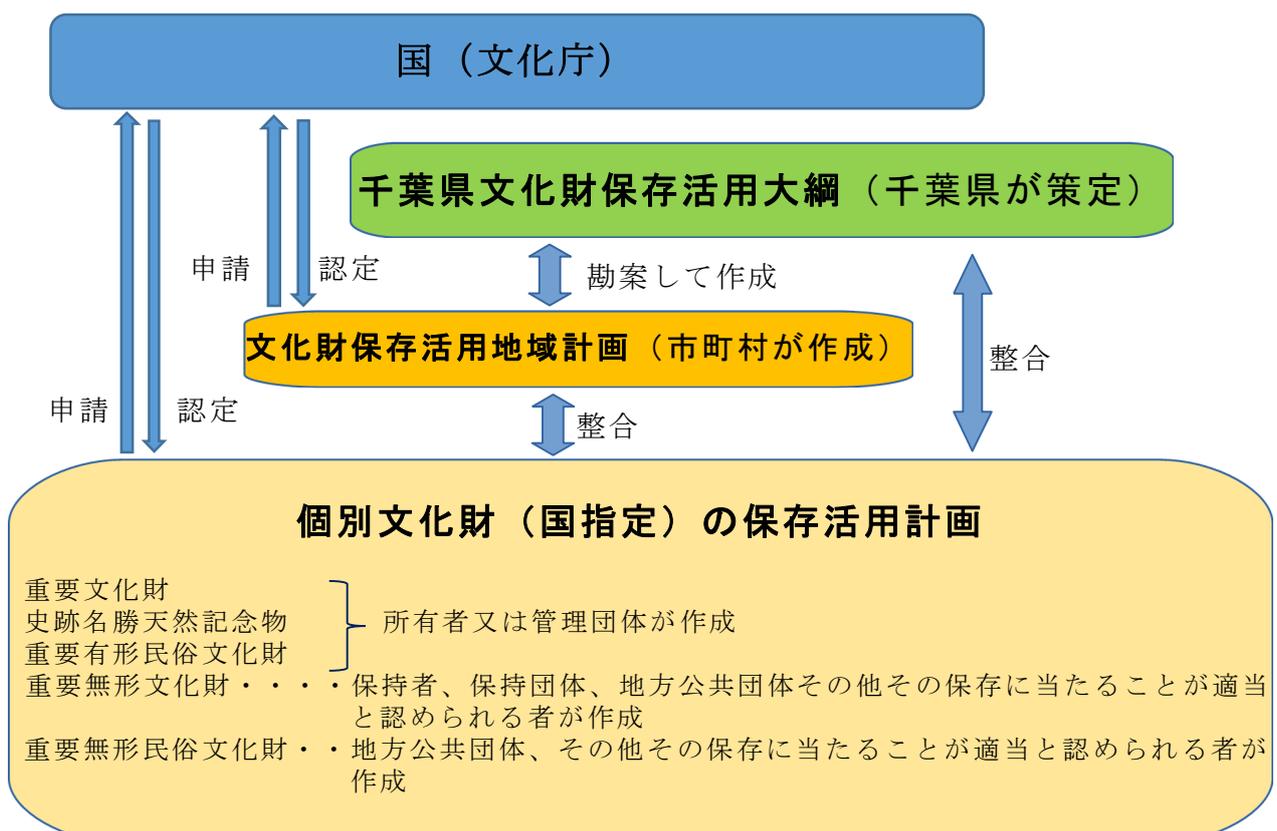
また国は、改正文化財保護法において、国指定文化財については、文化財所有者又は管理団体等が保存活用計画を作成し、国に認定を申請することができるという制度を設けました。千葉県においても、県指定史跡名勝天然記念物について、市町村又は管理責任者が計画を作成し認定を受けるという制度を設けています。

③保存活用計画と大綱、地域計画との関係

国は指針において、国指定文化財の保存活用計画は、大綱及び地域計画と整合性の取れたものとすべきとしています。したがって、国指定文化財の保存活用計画を作成する場合は、大綱及び地域計画の内容を踏まえた上で作成する必要がある、また地域計画を作成する場合においても、個々の文化財の保存と活用を考えた上で、作成することが望まれます。

また、県・市町村指定文化財の保存活用計画を作成する場合においても、同様に大綱及び地域計画との整合性を取ったものとするのが望まれます。

《文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・個別文化財の保存活用計画の関係》



第 1 章 文化財の保存・活用の現状

1 文化財の保護制度

文化財の保護は、国、県、市町村が担う事務であることが、文化財保護法（以下、「法」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められており、千葉県においては、法及び千葉県文化財保護条例（以下、「保護条例」という。）に基づき文化財保護行政が行われています。また、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下、「指針」という。）においても、文化財の保存・活用の考え方を示しています。本大綱における文化財の概念は、法、保護条例及び指針に基づくものとします。また千葉県文化芸術の振興に関する条例においても、文化財の保護に関する規定が設けられています。

（1）文化財保護法の趣旨と国、都道府県、市町村の役割

国は、法に基づき文化財の保護を推進しています。

法の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と定めています。文化財は「我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」であるため、国、都道府県及び市町村は、「保存が適切に行われるように周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」としています（法第 3 条）。そして、国民、所有者は国、都道府県及び市町村が行う文化財保護に係る措置に協力しなければならないとしており、さらに文化財を「大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない」としています（法第 4 条）。

（2）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定

文化財保護は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条 1 項第 14 号において、地方公共団体が設置した教育委員会が、「当該地方公共団体が処理する教育に関する事務」として「管理し、及び執行する」ものと位置付けられています。また、同法第 23 条第 1 項において、「条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、（中略）管理し、及び執行することとすることができる」ものとされています。

（3）文化財保護法に基づく国の文化財保護制度

国は、法において多様な文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文

化的景観、伝統的建造物群の6類型に定義付けし、指定、選定、登録、選択等の制度を設けて、保護を図っています。またそれに加え、埋蔵文化財、文化財の保存技術についても保護の対象としています。さらに指針においては「生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効」としています。

【文化財の類型】

有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料としています。有形文化財のうち建造物を除いたものを「美術工芸品」と呼びます。

無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものとしています。

民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないものとしています。民俗文化財には、有形の民俗文化財と無形の民俗文化財があります。

記念物：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値が高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値が高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いものとしています。

文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものとしています。

伝統的建造物群：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものとされています。

埋蔵文化財：土地に埋もれている文化財であり、埋蔵文化財が埋もれている土地を「埋蔵文化財包蔵地」と呼びます。埋蔵文化財の保護については、法第184条の規定に基づき、都道府県に権限が委譲されています。

文化財の保存技術：文化財の保存に欠くことのできない材料や用具の生産や製作、修理・修復の技術を「文化財の保存技術」と呼び保護の対象としています。

【保護の制度】

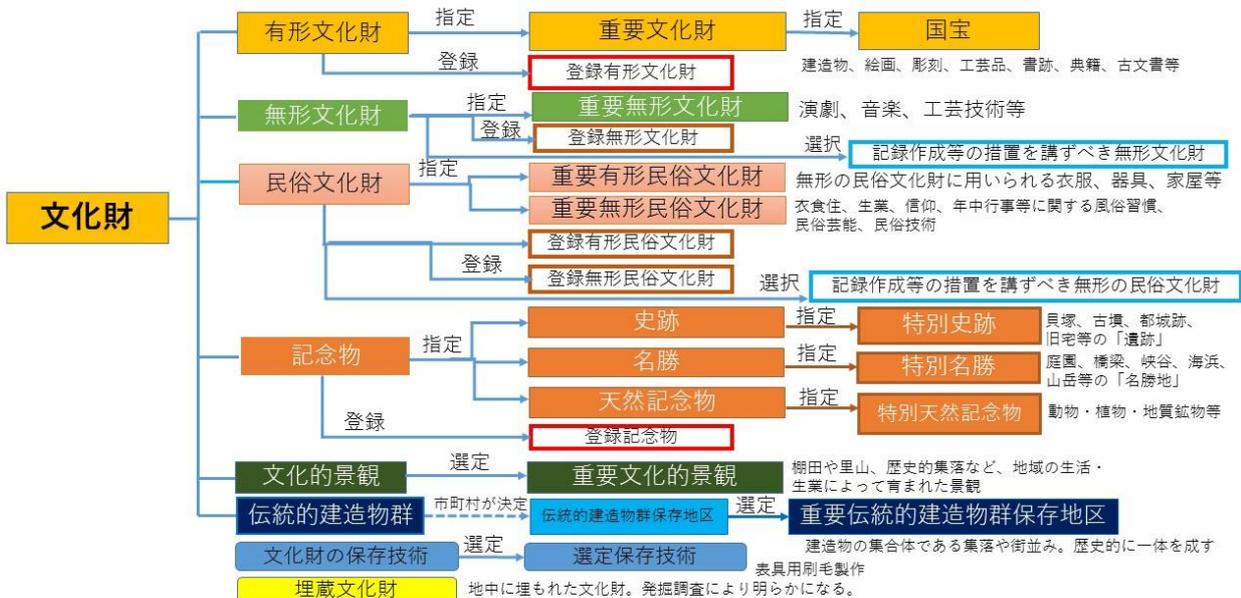
有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物については、特に重要なものを国が「指定」することができるように定めています。国の指定を受けるとそれぞれ、「重要文化財」「重要無形文化財」「重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財」「史跡・名勝・天然記

念物」と呼ばれます。さらに重要文化財のうち特に重要なものを「国宝」に、「史跡・名勝・天然記念物」のうち特に価値の高いものを「特別史跡、特別名勝、特別天然記念物」に指定することができるかとされています。また文化的景観、伝統的建造物群については、特に重要なものを国が「選定」することができるかと定めています。選定を受けるとそれぞれ「重要文化的景観」「重要伝統的建造物群保存地区」と呼ばれます。また、文化財の保存技術についても、特に重要なものを国が選定することができるかと定めており、選定を受けると「選定保存技術」と呼ばれます。指定・選定を受けると、文化財を保存・活用するために、国からの支援を受けることができる一方で、法に基づき文化財の所有者の権利に対し制限が加わります。

また国は、有形文化財、無形文化財、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財、記念物の中で、国及び地方公共団体が指定しているものを除いたもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に「登録」することができるかと定めています（登録文化財）。登録されるとそれぞれ「登録有形文化財」、「登録無形文化財」（令和4年度新設）、「登録有形民俗文化財」、「登録無形民俗文化財」（令和4年度新設）、「登録記念物」と呼ばれます。登録文化財は、法に基づく制限が緩やかである一方、国からの支援も軽微なものとなっています。

さらに国は、無形文化財、無形の民俗文化財の中で国が指定しているものを除いたもののうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、公開することができるという規定を設けており、これらは「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（又は無形の民俗文化財）」と呼ばれています。同様の規定は、保護条例にも設けられています。

《国の文化財保護制度》



(4) 千葉県文化財保護条例に基づく千葉県の保護制度

千葉県においては、法及び保護条例に基づき千葉県内の文化財保護を推進しています。保護条例の目的は、「文化財保護法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献すること」であると定めています。

【文化財の種類】

保護条例において「文化財」は、法に基づく有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物であるとしています。また、千葉県が選定する文化財の保存技術、埋蔵文化財についても保護の対象としています。

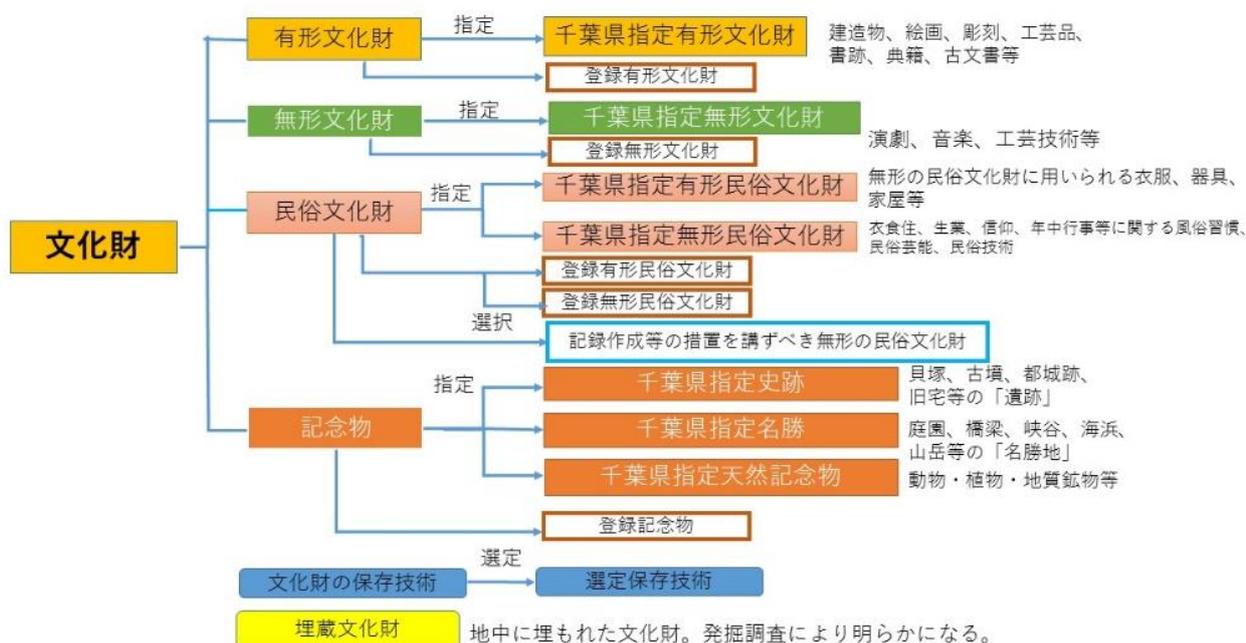
【保護の制度】

有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物については、県にとって重要なものを県が「指定」することができるように定めています。県の指定を受けるとそれぞれ、「千葉県指定有形文化財」「千葉県指定無形文化財」「千葉県指定有形民俗文化財・千葉県指定無形民俗文化財」「千葉県指定史跡・千葉県指定名勝・千葉県指定天然記念物」と呼ばれます。指定を受けると、文化財を保護するために、県からの支援を受けることができる一方で、保護条例に基づき文化財の所有者の権利に対し制限が加わります。

また、令和4年4月1日に条例改正が行われ、千葉県登録制度が設立されました。国指定文化財、千葉県指定文化財、市町村指定文化財、国登録文化財を除いたもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録できるとされており、国の登録文化財と同様に、類型ごとに、「千葉県登録〇〇文化財」と呼ばれます。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合、事業者は法に基づき千葉県教育委員会に対し届出又は通知の義務があり、それに対し、教育委員会は埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができるように定められています。千葉県教育委員会は、埋蔵文化財包蔵地の位置・範囲について周知に努めています。また保護条例においては、発掘調査により発見された文化財について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村に対し、申請により譲与又は低い対価で譲渡できることとされています。

《千葉県文化財保護制度》



(5) 千葉県文化芸術の振興に関する条例における文化財の保護

千葉県文化芸術の振興に関する条例においては、「文化財等の保存及び活用等」という項目を設け、「歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下、「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定するとともに、「郷土についての歴史的価値がある文書及び記録」の保存、継承、活用について必要な施策を講ずるものとしています（第13条第1項、第2項）。

また「地域における文化芸術の振興等」という項目を設け、「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能」に関する活動への支援等、「地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化」の継承及び発展について、必要な施策を講ずるものとしています（第14条第1項、第2項）。

さらに「地域の歴史的又は文化的景観の保全等」という項目では、「地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるもの」としています（第21条）。

本条例においては、保護条例に規定された文化財保護の取組について、改めて「必要な施策を講ずるもの」と規定するとともに、文化的景観の保全・活用についても規定しています。

2 千葉県の県土及び地域の特徴と文化財の概要

(1) 千葉県の県土の特徴

【房総半島の地勢と地域の呼称】

千葉県は、関東平野から太平洋に向かって大きく突き出た半島地形（房総半島）です。県土の面積は 5,157.61 km²で、全国で 28 番目です。千葉県がある房総半島は、南北に長く、中央がくびれています。東側が太平洋に、西側が東京湾に面し、北側には利根川が、北西側には江戸川が流れ、それぞれ異なった水辺環境に接しています。

県域の北半分には、平坦な台地地形が広がっており、下総台地と呼ばれています。最も標高が高い場所で約 100m です。北部の利根川に面した範囲には手賀沼、印旛沼があり、その周辺にも平野が分布しています。県域の西側に位置する東京湾沿岸には東京湾低地が広がっています。県域東部の太平洋沿岸には広大な九十九里平野が展開しています。

それに対し南部は丘陵地形で、房総丘陵と呼ばれています。最も標高が高い場所は鴨川市の愛宕山の約 400m です。この地域では平野は河川流域に限定され、丘陵地形が海岸近くまで迫っています。

現在の千葉県は、旧国名では、下総国、上総国、安房国に当たります（旧下総国には現在の東京都、埼玉県、茨城県の一部が含まれます）。千葉県の歴史的な説明をする場合、下総台地を中心とした県北地域を「下総地域」、房総半島の中央部を中心とした地域を「上総地域」、房総半島南部を「安房地域」と呼びます。

【下総台地】

房総半島の北半分に広がる下総台地は、約 50 万年前から 6 万年前の新生代第四紀に形成されたものです。泥層、砂層、礫層が分布しており、国天然記念物「木下貝層」（印西市）を代表とする自然貝層が見られます。これらの地層は古東京湾と呼ばれる内海に堆積した地層（下総層群）が隆起したものです。これらの地層の上に、関東ローム層と呼ばれる火山灰層が堆積しており、特に最上部の立川ローム層には、旧石器時代の遺跡が良好に保存されています。

【江戸川、利根川、印旛沼、手賀沼】

千葉県の北西側には江戸川が、北側には利根川、手賀沼、印旛沼がありますが、これらの河川、湖沼は昔の姿を留めているものではありません。現在の利根川下流域には古代には「香取の海」と呼ばれる内海が広がっていましたが、土砂の堆積等により次第に河川へと姿を変えていきました。利根川は、かつては東京湾に流入する河川でしたが、江戸を水害から守る目的で、茨城県古河市、五霞町から野田市関宿周辺において大規模な河川改修工事が行われ、古鬼怒川水系に接続され現在の流路になりました。江戸川は、かつては太日川と呼ばれた旧渡良瀬川の下流部で、利根川の流路変更に伴い利根川と接続するようになりました。江戸時代以来の度重なる開削により江戸川は現在の姿となっ

ています。印旛沼、手賀沼はかつての香取の海が土砂の堆積等により独立化して形成されたものです。近世から近代にかけて大規模な干拓事業が行われ、大きく姿を変えました。

【銚子・犬吠埼周辺】

房総半島東端、利根川の河口に位置する銚子と周辺地域は、半島状に突き出た地形になっています。その東端部には房総半島で最も古い中生代の地層が地上に露出しており、**国天然記念物「犬吠埼の白亜紀浅海堆積物」**（銚子市）は、中生代の浅い海の地層を観察することができます。太平洋の激しい海流は、房総半島を侵食し続けていますが、犬吠埼付近は古く硬い地層でできていることから削り残され、突き出た形になっています。一方、犬吠埼の南西側では波によって上部の軟らかい地層が侵食され、長く赤い崖が連なっています。**国名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」**（銚子市）は、地質的特徴によってできた千葉県を特徴付ける独特の風致景観です。

【房総丘陵】

房総半島の南半分に広がる房総丘陵は、約 250 万年から 45 万年前の新生代新第三紀から第四紀の海成層で形成されています。房総半島を流れる主要河川である養老川、小櫃川、小糸川は房総丘陵を蛇行しながら進み、東京湾に流れ込んでいます。これらの河川の上流から中流域にかけては、半島中央部の新生代の軟らかい地層を開析し流れることから、断面は「U字溝」のようになり、河岸には新生代の露頭が現れています。特に養老川の中流域には、約 77 万年前の露頭があり、地質年代「チバニアン」の国際境界模式地として認定された「千葉セクション」を含む**国天然記念物「養老川流域田淵の地磁気逆転地層」**（市原市）があります。

鴨川市周辺では、玄武岩、蛇紋岩、はんれい岩ペグマタイト等の火成岩や、枕状溶岩が産出する場所があり、海成層が主体の房総半島において特殊な地域です。また嶺岡山地は、房総半島で最も標高が高い地域です。

いすみ市から鴨川市にかけての海岸線には崖が連なり、平野は少なく、波により浸食された切り立った崖面は、常に浸食を受けています。

銚子と並んで古い地層が地上に露出している場所が、房総丘陵南端にある安房地域です。房総半島南端にあるこの地域は隆起し続けており、**県史跡「鉞切洞穴」**（館山市）は海蝕洞穴でありながら標高約 25m まで隆起しており、**県天然記念物「南房総の地震隆起段丘」**（南房総市・館山市）は、過去の地震のたびごとに隆起した様子をいまに伝えています。

【富津岬】

富津市の西側にある富津岬は、東京湾に向かって東西に長く突き出た砂洲です。砂洲の北側と南側で、異なる植物相が見られる**県天然記念物「富津州海浜植物群落地」**（富津市）は、東京湾の内湾と外湾を隔てる富津岬のあり方をよく示しています。

【九十九里平野】

旭市の刑部岬^{ぎょうぶみさき}から、いすみ市の太東岬まで約 60 km 続く、弧を描く海岸が九十九里浜であり、砂浜の海岸線の長さは日本最長です。そして九十九里浜から下総台地までの間に広がるのが九十九里平野です。九十九里平野は、約 5,000 年前までは海でしたが、土地の隆起と海退に加え、海流による砂の堆積によって砂浜が発達し、現在の地形となりました。九十九里平野には海岸線と並行に見られる何列もの砂丘列があり、海岸線が後退した過程を示しています。

九十九里平野の北部には、かつて「樁海^{つばきのうみ}」と呼ばれた内海がありましたが、江戸時代からの干拓事業により現在は水田となっています。また九十九里平野全体は、現在では広大な水田地帯となっていますが、近世までは水害と干害^{りょうそうようすい}に悩まされ、営農に適さない地域でした。現在のような水田が広がる光景は、近代以降の両総用水の整備と、河川改修によって誕生しました。

(2) 植物・動物から見た特徴

①植物から見た特徴

千葉県の植生は、大きく、房総半島北側の下総台地の落葉広葉樹林帯と、南側に広がる房総丘陵^{じょうりよくこうようじゅりんたい}の常緑広葉樹林帯に分けることができます。下総台地の樹林のほとんどは、スギ等の植林により、本来の植生を見るのが難しくなっていますが、**国天然記念物**「小御門神社の森^{こみかどじんじや もり}」(成田市)、**国天然記念物**「香取神宮の森^{かとりじんぐう もり}」(香取市)等にその本来の姿を見ることができます。また、下総台地は、近世には牧として利用されていたことから、かなりの間、草が広がっていたと考えられます。

房総丘陵にはスダジイ、マテバシイの林が広がっています。これらの樹木も近世以降、木炭の原料として植林されたもので本来の姿ではないと言われていましたが、**国天然記念物**「笠森寺自然林^{かさもりでらしぜんりん}」(長南町)、**国天然記念物**「高滝神社の森^{たかたきじんじや もり}」(市原市)に本来の姿を見ることができます。

太平洋沿岸の海岸地帯は、防風林としてマツの植林が進んでいますが、本来は潮風に強い海浜植物のみが生育する地域が広がっていました。その植生は日本で最初の**国天然記念物**「太東海浜植物群落^{たいとうかいひんしょくぶつぐんらく}」(いすみ市)として大正9年に指定されています。その一方で東京湾岸には、浦安市から富津市にかけて広大な干潟が広がっていましたが、現在は木更津市の「盤洲干潟^{ばんずひがた}」等を除き埋立地となっています。

また千葉県の「県の木」であるマキ(イヌマキ)は、千葉県内、特に太平洋沿岸から安房地域にかけて、庭木や生垣として用いられており、集落に見られる四角く刈り込んだマキの生垣が連なる様子は、千葉県を特徴付ける景観です。

②動物から見た特徴

哺乳類の生息状況を見ると、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルが房総丘陵を中心として分布しており、ニホンザルは、君津市、富津市において**国天然記念物**

「^{たかごやま}高岩山の^{せいそくち}サル生息地」(君津市・富津市)として保護されています。これらの中型哺乳類は、里山の荒廃等の影響により数を増やし、生息範囲を広げており、農業被害やヤマビルの分布拡大といった問題を起こしています。また外来生物であるアライグマ、キョン等の増加も懸念されています。

鳥類を見ると、印旛沼、手賀沼は、江戸時代からカモ類が盛んで、江戸への水鳥の供給地でした。現在においても多くのカモ類が生息又は飛来しています。

千葉県の河川や湖沼は、近世以前から灌漑や治水工事が行われていることや、水産資源確保や遊漁目的による放流等のため、本来の生態系を残した地域は限られています。近年はミシシippアカミミガメやカミツキガメ等、放流された外来の愛玩動物の増加が懸念されています。しかし一方で、房総半島南東部においては、水路等にアカハライモリや、**国天然記念物「ミヤコタナゴ」**(地域定めず)が生息し、養老川上流部等には、ギバチやカジカガエルが生息しています。また鴨川市では**県天然記念物「^{きよすみ}清澄のモリアオガエル」**(鴨川市)が指定されています。このように、房総丘陵においては、現在でも千葉県の本来の生態系を見ることができる場所があります。また千葉県では、「県の鳥」としてホオジロが、「県の魚」としてタイが指定されています。**国特別天然記念物「^{たい うら}鯛の浦タイ生息地」**(鴨川市)、**県天然記念物「^{みょうじん たい}明神ノ鯛」**(鴨川市)といった文化財には、ともに県民のタイへの関心の高さを窺うことができます。

(3) 歴史から見た特徴

千葉県は、北の下総台地、南の房総丘陵という2つの異なった地形的特徴の半島で、東側が太平洋、西側が東京湾、北側が利根川・印旛沼・手賀沼といった異なる水辺環境と接しています。利根川下流域は中世までは巨大な内海であったことから、千葉県は、三方を海で隔絶された地域であると見ることができます。しかし歴史を紐解くと、古くは縄文時代から、海産物などの海からの恵みにより豊かな暮らしを手に入れ、海を交通路とした文化の交流が行われ、近世には海を経由して地曳網漁や醤油醸造などの技術が伝わり、産業が発展しました。

また中世には武士の都「鎌倉」の、近世以降は江戸・東京の近傍という地の利が、この地域を政治・経済・文化の面で影響を与えてきました。特に近世以降は、江戸を支える生産地としての役割を担いつつ、水運等の拠点の町には商業が発展しました。

【旧石器時代】

房総半島において、人類が活動した最も古い痕跡が発見されるのは、地表から2 m～3 m下にある立川ローム層下部、約36,000年前の地層です。この時代は旧石器時代と呼ばれ、縄文時代が始まる約16,000年前まで続きました。千葉県における最も特徴的な遺構は、環状ブロック群と呼ばれるもので、石器のまとまりがドーナツ状に巡るものです。代表的な事例として**国史跡「^{すみふるさわいせき}墨古沢遺跡」**(酒々井町)や、**県有形文化財「^{いけはなみなみいせき}池花南遺跡****環状ユニット出土遺物」**(四街道市)があります。旧石器時代の日本列島は寒冷的な気候

で、草原や針葉樹林が広がり、人々は狩りによってノウマンゾウやオオツノジカ等の大型哺乳類を捕獲し、食べていたと考えられています。

【縄文時代】

縄文時代になると気候が温暖化したと考えられています。旧石器時代と比べて多くの遺跡が発見されています。特に千葉県では縄文時代の貝塚が約 600 件も発見されており、国内最多を誇ります。その中で国特別史跡「加曾利貝塚」(千葉市)や国史跡「山崎貝塚」(野田市)等、東京湾岸、江戸川及び利根川沿いに多くの貝塚があり、国史跡の貝塚数も 12 件と全国で最も多く指定されています。また千葉県の縄文時代の遺跡は、近代以降、首都東京に地理的に近いことも手伝って、多くの考古学者の研究対象となりました。編年研究を進める上で「阿玉台式」、「加曾利 E 式」、「加曾利 B 式」、「堀之内式」、「曾谷式」といった千葉県の遺跡名を冠した土器型式が多く設定され、現在でも研究に使用されています。

縄文時代の千葉県における造形表現は、他の地域と比較して、装飾が穏やかで、簡素な表現が特徴です。そのような中でも国重要文化財「千葉県南羽鳥中岫 1 遺跡土坑出土品」(成田市)・「千葉県幸田貝塚出土品」(松戸市)、県有形文化財「香炉形顔面付土器」(香取市)のように、優れた技巧を見いだすことができます。

【弥生時代】

弥生時代には、上総地域の東京湾沿岸地域において、稲作の証拠である水田の跡が発見されています。この地域には、「方形周溝墓」と呼ばれる墓が多く発見され、西日本からの影響が強く見られます。県史跡「宮ノ台遺跡」(茂原市)はこの地域を代表する遺跡で、県有形文化財「草刈遺跡群出土小銅鐸」(市原市)は代表的な出土品です。一方、下総地域は、縄文時代からの伝統が強く残る「再葬墓」とよばれる墓が多く発見されます。県有形文化財「塙台遺跡弥生再葬墓出土遺物」(多古町)は再葬墓から出土した土器等の代表例です。

【古墳時代】

古墳時代には、前方後円墳等の高塚古墳や横穴墓、洞窟墓など県内地域で異なった埋葬方法が見られ、中でも前方後円墳の数は全国でも最多といわれ、国史跡「内裏塚古墳」(富津市)は南関東最大規模を誇ります。古墳時代終末期に造られた国史跡「龍角寺古墳群・岩屋古墳」(成田市・栄町)の岩屋古墳は、国内最大級の方墳です。また国史跡「長柄横穴群」(長柄町)は、千葉県に多く分布する横穴墓の代表的なもので、玄室の壁面に線刻画が描かれた事例です。

出土品を見ると、多数の大刀、純金製の鈴等が出土した国重要文化財「上総木更津金鈴塚古墳出土品」(木更津市)は、当時の工芸技術の高さを知ることができます。千葉県で出土する埴輪は地域色が豊かで、県有形文化財「城山第一号古墳出土品」(香取市)に代表される下総型埴輪、県有形文化財「芝山古墳群(殿塚・姫塚)出土埴輪」(芝山町)に代表される山武型埴輪があります。南羽鳥正福寺遺跡 1 号墳(成田市)のムササ

び形埴輪等には、ユーモラスな造形を見ることができます。

【古代】

古代になると全国には国、郡、郷、里が設けられ、律令国家の体制が次第に整っていききました。房総半島には、上総国・下総国・安房国の3国が置かれ、現在の基本的な地域区分が生まれました。各国には国分寺が設けられましたが、それらは、国史跡「上総かずさ国分寺跡」(市原市)・「上総国分尼寺跡」(市原市)・「下総国分寺跡 附 北下瓦窯跡」(市川市)・「下総国分尼寺跡」(市川市)、県史跡「安房国分寺跡」(館山市)に指定されています。その他、県史跡「相馬郡衙正倉跡」(我孫子市)などの官衙遺跡や、国史跡「龍角寺境内ノ塔趾」(栄町)や国重要文化財「銅造薬師如来坐像」(栄町)等に、古代における律令政治や仏教の地方への浸透の様子を見ることができます。また、香取神宮は、対岸の鹿島神宮と並び、律令国家にとって東の守りを固める神社として重要視されていたと考えられており、香取神宮に伝わる国宝「海獣葡萄鏡」(香取市)は、そのことを今に伝えています。

平安時代の中ごろには、房総半島は平将門の乱の舞台となりました。将門の登場は、関東地方の歴史に大きな影響を与えたと言われており、成田市にある成田山新勝寺の寺伝には、将門調伏の祈祷の靈験をきっかけとして開山されたと伝わります。平安時代末期になると、房総半島で千葉介常胤、上総介広常が勢力を伸ばしました。源頼朝が平氏に反旗を翻し、伊豆で挙兵した後、敗れて安房地域に逃れると、千葉氏、上総氏の協力により勢力を盛り返し鎌倉幕府を開きました。県史跡「源頼朝上陸地」(鋸南町)では、房総半島の人々の頼朝への思いを感じることができます。千葉介常胤は頼朝の重臣として活躍し、鎌倉時代から戦国時代までの千葉氏の繁栄の礎を築きました。

【中世】

中世前半の千葉県は、鎌倉との関係が色濃く反映されています。鎌倉時代には鎌倉幕府の重要な御家人であった千葉氏が下総を中心に勢力を保ちました。また「やぐら」と呼ばれる中世武士の墳墓が安房地域から上総地域にかけて分布していますが、その分布の中心は鎌倉であることから、鎌倉との強い関係が窺えます。そして、安房地域の鴨川市では、鎌倉時代新仏教の一つ、日蓮宗の開祖である日蓮が誕生しました。日蓮及び日蓮宗は、中世から近世にかけての千葉県の文化に強く影響を与えました。その影響のもと成立した文化財は、国宝「立正安国論」(市川市)、国重要文化財「法華経寺祖師堂附 棟札11枚」(市川市)、特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」(鴨川市)、県史跡「飯高檀林跡 附 経蔵1棟 題目堂1棟 庫裏1棟」(匝瑳市)ほか、多岐にわたります。

中世後半の戦国時代には、本佐倉城(国史跡「本佐倉城跡」〔佐倉市・酒々井町〕)に千葉氏が、里見氏城跡(国史跡「里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡」〔館山市・南房総市〕)に里見氏が、戦国大名として勢力を伸ばしました。千葉氏、里見氏は、越後の上杉氏、小田原の北条氏といった大勢力との関係を持ちながら存続しましたが、千葉氏は

豊臣秀吉の小田原合戦の後、北条氏とともに滅亡し、里見氏は徳川家康により伯耆国に転封され、その後滅亡しました。戦国時代には千葉県においても合戦が繰り広げられましたが、織豊時代の特徴である石垣を備えた城郭は、千葉県では造られませんでした。

【近世】

近世になると、千葉氏、里見氏といった中世から続く大名が姿を消し、佐倉、大多喜に譜代大名が居を構えるようになりました。県内には天領、旗本領が多く、他県に見られるような大名家の文化的影響は大きくありませんでした。その中でも、佐倉城、おおたきじょう大多喜城かすさ（県史跡「上総大多喜城本丸跡 附 大井戸 薬医門1棟」〔大多喜町〕）、くるりじょう久留里城等の近世城郭が存在し、城下町が発展しました。

江戸時代の千葉県は、江戸の近郊という地の利を活かし、生産地として発展しました。漁業では、九十九里海岸におけるイワシ漁が盛んになり、イワシを原料とした「干鰯」が綿花栽培の肥料として重用されました。銚子、野田では醤油醸造、流山ではみりん醸造（県有形民俗文化財「ながれやま流山のみりん醸造用具」〔流山市〕）が発達しました。これらの生産物は水運により江戸を中心とした消費地に運ばれ、流通網が発達しました。中でも利根川、江戸川、東京湾の沿岸には、流通往来により湊が発達し、佐原のような商業都市（国重要伝統的建造物群保存地区「かとりしきわらでんとうきけんぞうぶつぐんほぞんちく香取市佐原伝統的建造物群保存地区」〔香取市〕）が誕生しました。

そのほか、幕府直轄牧として、下総地域にはこがねまき小金牧、さくらまき佐倉牧が、安房地域にはみねおかまき嶺岡牧が設けられ、軍馬の育成が行われました。現在でも国重要文化財「きゅうはなのいけじゅうたく旧花野井家住宅」（野田市）のような牧士の旧宅、国史跡「しもうさこがねなかのまきあと下総小金中野牧跡」（鎌ヶ谷市）のような野馬土手や捕込等の牧の遺構、県有形文化財「こがねまき小金牧の牧士資料」（白井市）等の牧を管理した牧士の資料が残されています。

江戸時代の文献には大地震の記録が残されていますが、県内にも元禄地震の津波の碑が各地に残されており、災害の有り様を現代に伝えています。

【近・現代】

幕末の戊辰戦争のときは、千葉県も騒乱に巻き込まれました。熊本藩の艦船が函館に向かう途中の勝浦沖で難破した「ハーマン号事件」などの海難事故も起こり、遭難者を弔うために県史跡「かんぐんづか官軍塚」（勝浦市）が設けられました。明治時代になると、政府により廃藩置県が行われ、当初房総半島にはみやざくけん宮谷県をはじめとして26県が設置されましたが、後にそれらが合併し、明治6年に千葉県が発足しました。県史跡「みやざくけんちょうあと宮谷県庁跡」（大網白里市）は、廃藩置県当時の県庁の姿を今に留めています。

明治時代には、首都東京を中心とした交通網の整備が行われました。水運では、利根川と江戸川を結ぶ「とねうんが利根運河」（文化庁選定歴史の道百選「利根運河」〔流山市、野田市、柏市〕）が開削され、陸路では鉄道網が整備されました。中には人力で車両を動かす人車軌道（県有形文化財「もばらちょうなんかんじんしゃきどうじんしゃ茂原庁南間人車軌道人車」〔茂原市〕）といったものも運行していました。東京湾に面した千葉県は、首都防衛の一端を担い、軍事施設として、県有形文

化財「^{きゅうてつどうれんたいざいりょうしょうれんがけんちく}旧 鉄道 聯 隊 材 料 廠 煉 瓦 建 築」(千葉市) や、^{もとすほうだい だいいち}富津市に造られた元洲砲台、第一、^{だいにかいほう}第二海堡等の東京湾要塞が設けられました。

大正 12 年に、関東大震災が発生し、千葉県でも大きな被害がありました。震災後に再建された^{ち ば け ん り つ あ わ み な な こ う と う が つ こ う き ェ う だ い い ち こ う し ェ}県有形文化財「千葉県立安房南高等学校 旧 第一校舎」(館山市)は、木造建築でありながら当時の防災意識の高まりを反映した頑強な造りを見ることができます。太平洋戦争の時期には千葉県にも軍事施設が設けられ、現在も遺構が残されているものもあります。

第二次世界大戦後千葉県は、京葉工業地域の開発や首都圏のベッドタウンとして発展し、現在の姿となりました。

(4) 民俗から見た特徴

千葉県には、農耕、海に係る祭りが多く見られます。最も広く分布している祭りとして、弓矢を用いて作物の豊凶を占う「オビシャ」と呼ばれるものがあります。また、農耕に関連する祭りとしては、^{きたのこうや ししまい}県無形民俗文化財「北之幸谷の獅子舞」(東金市)に代表されるような三匹獅子舞も各地に分布しています。海に関連する祭りとしては、^{かずさじゅうにしやまつ}県無形民俗文化財「上総十二社祭り」(一宮町・茂原市・睦沢町・長生村・いすみ市)に見られるような、複数の神々が寄り合っけて祭りをを行い、クライマックスには海に入る祭りが各地に残されています。これらの祭りは、^{ぼうそう はまお しゅうぞく}国記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「房総のお浜降り 習俗」(千葉県)に選択されています。

県内には、^{さわら だ し ぎょうじ}国重要無形民俗文化財「佐原の山車行事」(香取市)に代表される山車行事が、佐倉市、成田市等複数の町で行われています。仏教に係る祭りとしては、^{きらいごう}国重要無形民俗文化財「鬼来迎」(横芝光町)、^{さかど ねんぶつ}県無形民俗文化財「坂戸の念仏」(佐倉市)などがあります。またお盆に、子供たちが綱を曳いて先祖霊を送迎する習俗である「盆綱」は、茨城県から千葉県に特徴的なもので、^{ひがしかんとう ほんつな}国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「東 関 東 の 盆 綱」として選択されています。

千葉県には、生活・生業に係る独自の技術が伝わっています。中でも井戸を掘る技術^{かずさぼ}「上総掘り」は、国重要有形民俗文化財(木更津市)、国重要無形民俗文化財(袖ヶ浦市)それぞれに指定されています。また千葉県には多様な漁業技術が伝わっており、^{ぼうそうほんとう ぎょうりょうようぐ}国重要有形民俗文化財「房総半島の漁撈用具」(館山市)、^{とうきょうわん}県有形民俗文化財「東京湾ののり生産用具」(木更津市)などにより知ることができます。

(5) 景観から見た特徴

平成 21 年に、千葉県は、千葉県を特徴付ける景観 60 か所を^{ぶんかてきけいかん}「ちば文化的景観」として選定し公開しました。その内容を見ると、^{いちかわしなかやまほけきょうじ もんぜんまちけいかん}「市川市中山法華経寺の門前町景観」等の門前町に関するもの、^{さくらじょうか じょうかまちけいかん}「佐倉城下の城下町景観」等の近世城下町に関するものなど普遍的な景観があります。その一方で千葉県独自の景観として、^{の だ し しょうゆじょうぞうけいかん}「野田市の醤油醸造景観」

等の千葉県に独自の近代産業に係るもの、「八街市の屋敷林と畑地景観」等の千葉県の特産品である落花生に関するもの、「白井市今井の水塚のある集落景観」等の利根川流域に特徴的な水害に関するもの、「九十九里町・白子町の納屋景観と地曳網漁」等の漁村に関するもの、「館山市八幡、南房総市富浦・丸山の槇の生垣の集落景観」等の独自の集落景観に関するものなどがあります。これらはいずれも、千葉県の歴史を背景とした生活生業や産業に根差した風致景観です。

(6) その他の文化財に関連する制度

①ユネスコ無形文化遺産

平成 28 年度に、国重要無形民俗文化財「佐原の山車行事」(香取市)が、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」(「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく)に記載されました。

②日本遺産

平成 28 年度、「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み一佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群一」(佐倉市、成田市、香取市、銚子市、千葉県が申請。)が文化庁により日本遺産に認定されました。この日本遺産には、構成文化財として、県史跡「佐倉順天堂」(佐倉市)、国重要文化財「新勝寺 光明堂 附 棟札 2 枚 釈迦堂 附 棟札 1 枚 三重塔 附 棟札 2 枚 仁王門 附 棟札 1 枚 額堂」(成田市)、国史跡「伊能忠敬旧宅」(香取市)、国宝「伊能忠敬関係資料」(香取市)、国名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」(銚子市)等が含まれ、日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会により事業が推進されています。

③歴史の道百選

文化庁は、文化や歴史的に重要な由緒を有する古道、交通関係遺跡を「歴史の道」とし、そのうち全国で最も優れたものを「歴史の道百選」として、平成 8 年と令和元年の 2 回にわたり選定しました。千葉県では、平成 8 年に「鎌倉街道一上総道」(袖ヶ浦市・市原市)が、令和元年に「利根運河」(野田市・流山市・柏市)が選定されています。

④国際境界模式層断面とポイント (GSSP)

令和元年度には、国天然記念物「養老川流域田淵の地磁気逆転地層」の露頭が、国際地質科学連合により「国際境界模式層断面及びポイント (GSSP)」に認定され、約 77 万 4 千年前～約 12 万 9 千年前の地質年代の名称が「チバニアン」と名付けられました。

3 千葉県の文化財の特徴と保存・活用の現状

(1) 千葉県の歴史・文化、自然の特徴

第1章2において千葉県の歴史文化、自然等を文化財から概観した結果、千葉県の歴史・文化及び自然には次のような特徴を見出すことができます。

①歴史・文化の特徴

千葉県の歴史・文化の最も大きな特徴は、海や川からの恵みを強く受けているということです。房総半島は三方が海に囲まれ北側は利根川下流域に接していることから、その恵みにより、縄文時代には沿岸部に多くの貝塚が形成されました。さらに、海や川は、文化・技術が伝播するルートとなり、醤油醸造技術や、鯛漁等の漁業が伝播し、地域を代表する産業として発達しました。

次に挙げられるのは、各時代の政治・経済の中心との強い関係性です。古代には、香取神宮は藤原氏の氏神として崇敬され、中世には鎌倉幕府の重臣であった千葉氏が勢力を伸ばしました。近世には、房総半島各地に設置された牧は、江戸幕府直轄であり、河川の流域に発達した佐原などの商業都市や成田山新勝寺等の社寺は、江戸との経済的なつながりによって発展するとともに、江戸時代から続く祭礼等を今に伝えています。そして、房総半島で生まれた日蓮に関連する社寺や文物が多く伝わるという点も千葉県の歴史・文化の大きな特徴です。

②自然の特徴

地質・鉱物の観点からみると、房総半島の端部である銚子周辺と安房地域において中生代の地層が観察できる一方で、それ以外の地域では、国天然記念物「木下貝層」等のように新生代の地層が観察できるという特徴があります。さらに新生代の地層は比較的軟らかいことから海流や河川による浸食を受けることで、養老川の流域の地形や屏風ヶ浦の崖のような、房総半島特有の景観を生み出しています。

動物・植物の観点からみると、太東海浜植物群落のように、海や川に囲まれた立地や、暖かい海流等の影響を受けて生息・生育する動物、植物に特徴が見られます。さらに、魚類のミヤコタナゴ、植物のヒメコマツ、昆虫のルーミスジミ等のように、房総半島がたどってきた地理的な歴史（地誌）、自然環境の変化の歴史を物語る動物・植物も特徴的です。

これら自然の特徴は、房総半島特有の成り立ちを現わしているものであるとともに、地域の歴史・文化に影響を及ぼしています。

(2) 千葉県の文化財の保存・活用の現状

文化財の保存・活用の現状を概観すると、成果と課題があります。成果としては、国指定、県指定文化財ともに多様な文化財が指定されていることが挙げられ（国指定 139 件・県指定 562 件）、特に県指定文化財においてその傾向は顕著です。千葉県の国指定文

文化財は、有形文化財については、古代から中世にかけての優品が多く指定されています。一方、県指定文化財について見ると、近代に造られた**県有形民俗文化財**「**船橋大神宮灯明台**」を指定したり、「**武術 天真正伝香取神道流**」等の武術を無形文化財に指定したりする等、様々な時代の多様な文化財が指定されており、文化財保護の枠組みを広げる取組の成果が認められます。また、国指定・登録文化財について見ると、国史跡・国天然記念物の指定件数（史跡 31 件・天然記念物 19 件）、国登録有形文化財の登録件数（300 件）が近年、増加傾向にあります。これは、市町村による継続した調査等の取組が実を結んだ成果です。

その一方で、県指定文化財は指定件数が多く多様ですが、時期、地域、種類に偏りがあります。また重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区の選定が限定的です（重要文化的景観 0 件、重要伝統的建造物群保存地区 1 件）。

文化財の各類型ともに、個人等が所有・管理している文化財については、所有者（保持者）等の高齢化や財政基盤の脆弱性、担い手不足等の理由により、保存・継承が困難である事例が見られ、特に無形文化財、無形の民俗文化財において顕著です。

また、個別の文化財保存活用計画の作成件数が少なく、計画的な保存・活用が行われていない事例が見られます。さらに史跡等については、環境整備等が進んでいない事例が多く、史跡の文化財的価値や魅力が伝わりにくい状況が認められます。

さらに、地震や台風等の風水害による文化財の毀損も頻発しており、災害への対策も課題となっています。

第2章 千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像と方針

1 千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像

県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。

文化財は地域のシンボルであり、そこに生きる人々のアイデンティティの形成に影響を及ぼすものなので、それぞれの地域で守り伝えることが大切です。文化財所有者、地方公共団体等の文化財に係る人々を含めた県民一人一人がその大切さや魅力を知り、その気持ちを共有することにより、文化財を守り次世代に伝えることができます。

また文化財は、保存に配慮しつつも公開事業や地域振興、観光資源への活用などの時代のニーズに応じた活用を図ることによって、その魅力が広く共有され、存在意義が増していき、豊かな県民文化が育まれるものと考えます。

文化財の保存・活用の将来像を達成するためには、文化財所有者だけでなく、県及び市町村に加え、民間企業、NPO 法人等の民間団体、地域住民さらには県民一人一人が文化財の保存と活用に参画することが望まれます。そして、将来像を達成する上での課題について、それぞれの立場で取り組むことが望まれます。

2 将来像を達成する上での課題

(1) 保存に関する課題

保存に関しては、所有者等に関連する課題として、文化財所有者の高齢化、担い手不足、財政的弱体化といったことがあります。また行政に関連する課題として、指定文化財の時代や地域ごとの偏りに関すること、専門職員の配置等の文化財保護体制に関すること、計画的な文化財保護行政への取組に関すること、地方公共団体や関係団体等の連携に関することがあります。さらに防犯・防災や災害復旧に関する課題があります。

①所有者等に関する課題

○文化財所有者の高齢化、担い手不足、財政的弱体化など

千葉県においては、有形文化財・記念物の所有者、無形文化財の保持者・保持団体構成員、無形の民俗文化財等の保護団体構成員等の高齢化が進み、文化財の維持、継承が困難な事例が見られます。有形文化財（建造物）については、建造物の支持基盤である所有者、寺院の檀家、神社の氏子が高齢化しており、文化財を維持管理する体制の維持が困難となり、必要な修理が行えないほか、盗難や火災が起こる懸念があります。

また、祭りや行事等の無形の民俗文化財についても、地域の少子高齢化による行事等の担い手不足により、継承が困難な事例が少なくありません。文化財的価値の維持及び文化財の継承への取組を継続するとともに、継承に資するための記録作成を行うことも必要です。

②行政に関する課題

○指定文化財の時代や地域ごとの偏りに関すること

千葉県の文化財の指定、選定、登録、選択（以下、「指定等」という。）の状況を見ると、文化財の種別ごと、時代ごと、地域ごとに偏りがあり、県の歴史・文化・自然及び景観を特徴付けるものであっても、十分に指定等の措置がなされていない事例があります。市町村において重要なものは各市町村において、その中から千葉県において重要なものについては県において指定等を行い、さらに国の指定等について国と協議を持つなど、保護を推進する必要があります。

○専門職員の配置等の文化財保護体制に関すること

千葉県及び県内市町村においては、国の保護体制の整備と歩調を合わせて、専門性の高い職員の配置や博物館、美術館、博物館相当施設、博物館類似施設（以下、「博物館等」。）の施設を設けるなど、文化財保護体制の充実を図ってきました。急速に進む少子高齢化等の社会状況の変化の中で、文化財の保存・継承に対する文化財所有者及び継承団体等の負担は大きくなっており、さらなる文化財保護体制の強化が求められます。県及び市町村においては、近年の専門職員の世代交代に当たり、必要な専門職員の確保を課題としています。さらに絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の有形文化財（以下、「美術工芸品」という。）、有形の民俗文化財の保存・活用に必要な文化財収蔵施設の確保も課題です。また、文化財の保存のためには日常の管理に加え定期的な修理が必要ですが、県及び市町村が所有している文化財の修理等についても課題となっています。

○計画的な文化財保護行政への取組に関すること

国指定文化財のうち、建造物及び記念物の保存・活用については、国からの指導により、文化財所有者や管理団体が個々の文化財の保存活用計画（保存管理計画）を作成して計画的に行うのが望ましいとされてきましたが、本県においては、取組が遅れていました。改正文化財保護法（平成 31 年 4 月 1 日施行）においては、個々の文化財の保存活用計画に加え、市町村が作成する文化財保存活用地域計画が制度化されたことから、計画的な文化財保護行政への取組が求められています。

○地方公共団体や関係団体等の連携に関すること

これまで文化財保護は、文化財所有者と地方公共団体が担ってきました。しかしながら地域の過疎化、少子高齢化が進む中で、より多くの人々が参加して文化財を保護する必要が生じています。また市町村教育委員会及び博物館等における体制は、全ての類型・種別の文化財についての専門性を有する職員を配置することは限界がありま

す。そのような中で、地方公共団体、博物館等、その他関係機関が連携し、協力することが求められています。

③防犯・防災に関する課題

○文化財の毀損、盗難等への対策

近年、国内での社寺等における美術工芸品の盗難や、文化財建造物の汚損等が発生しています。千葉県においても文化財建造物に油が撒かれる被害が発生し、社会的な問題となりました。また、建造物の火災の要因の一つが放火であるといわれています。文化財を保存するための防犯対策が求められています。

○多発する自然災害、火災に対する対策と災害復旧への対応

近年、日本列島各地において、地震、台風や豪雨による風水害が頻発しています。千葉県においても、平成 23 年の東日本大震災や、令和元年房総半島台風等の一連の災害により、文化財にも深刻な被害が発生しました。また、令和元年にはフランスのノートルダム寺院や沖縄県の国史跡首里城跡の復元建造物の火災が発生しました。自然災害、人災を問わず、文化財への災害の頻度が高くなってきており、災害を防ぐ実効的な対応が求められています。

また、地震、台風等の自然災害により文化財が毀損した場合、文化財的価値が損なわれないよう速やかに復旧する必要があります。

なお、迅速な災害普及にあたっては、十分な準備のうえ、文化財所有者、市町村、県、国が一体となって行う必要があります。

(2) 活用に関する課題

活用に関しては、周知・公開に関すること、学校等での公開活用に関すること、防災教育への活用、観光資源としての活用に関すること、文化財の環境整備に関することといった課題があります。

○周知・公開に関すること

文化財の周知に当たっては、インターネット及び刊行物で行っています。文化財の情報は日々更新されるため、千葉県では県庁ホームページ内に「ちば情報マップ・ふさの国文化財ナビケーション」を設け最新の情報を提供していますが、今後さらなる情報の充実が求められています。また、県内各地の文化財には説明板を設置し、現地での情報提供を行っていますが、情報の更新が求められます。

文化財の活用の第一歩は公開であり、多くの人々に公開されることで、文化財への理解が深まります。一方で、美術工芸品及び有形の民俗文化財については、過度の公開は、文化財の劣化を招く可能性があるため保存に対する配慮が必要です。個人や、社寺が所有する文化財については、所有者が可能な範囲で、地方公共団体が所有する文化財については計画的に公開活動を行うことが求められます。

無形文化財のうち芸能等に関するものや無形の民俗文化財については、公開し多く

の人々の目に触れることで、継承への活力につながることを期待されます。

美術工芸品及び有形の民俗文化財については、博物館等における周知・公開が期待されます。博物館等は、文化財を保存・管理するとともに、展示等によって周知・公開する役割を担っています。しかし一方で、県及び市町村が運営する博物館等は、収蔵施設や専門職員の不足等により、文化財の周知・公開施設としての機能を十分に果たすことが困難になっています。文化財の周知、公開のためには、博物館等の機能強化が求められます。

また、文化財の魅力を多くの人々に伝えるためには、文化財そのものの周知・公開に加え、調査研究の成果を活かして、博物館の展示や講演会等で、文化財の重要性や魅力を伝える活動も必要です。

○学校等での普及・活用や防災教育に関すること

若年層が文化財に触れる機会を作ることは、地域を知る契機となり、地域への愛着を醸成するために有効と考えられます。現在、千葉県では、小学校等において埋蔵文化財出土品等の普及事業や博物館等による出前授業等を行ったり、中学校において郷土に愛着を持った真の国際人の育成を目指し作成した副読本「ちば・ふるさとの学び」を配布し文化財の普及に努めたりしていますが、多様な文化財の魅力を伝えるまでには至っていません。有形・無形の様々な文化財について、学校等でのさらなる公開活用が求められます。

また、文化財の中には過去の地震、津波、風水害等の被害を伝えるものや、震災等から復旧したものなど、災害の痕跡をとどめているものがあります。これらの災害に関する情報は、防災教育への活用が期待されます。

○観光資源としての活用に関すること

県内文化財の中には、観光資源としての可能性があるものがあります。しかしながら観光客に、その魅力が十分伝わっていないものが少なくありません。また、説明板や見学施設、便益施設等の不足に加え、交通案内や駐車場等の周辺環境が整わない等の理由により、観光資源としての魅力が伝わりにくいものも多くあります。文化財を観光資源として活用するためにも、さらなる対応の充実が求められています。

また、これらの整備された施設に関する情報発信が十分ではない場合があり、インターネット等での施設情報の発信も課題です。

○文化財の環境整備に関すること

記念物については、そのままの状態では価値が潜在化しているため、見学者等に対し価値が伝わりにくいものがあります。特に史跡については、地下遺構のみが保存されている事例が多いため、現地で見学しても理解が深まらないものがあります。

またその他の文化財についても、解説板の設置や見学環境の改善等の、文化財の価値を周知するための整備が必要な場合があります。文化財の内容や状況に応じた、環境整備が求められます。

3 保存・活用の方向性と方針

文化財の保存・活用の将来像を達成する上での課題を克服するために、以下の方向性と方針のもと、文化財の保存・活用を推進します。

(1) 方向性

- 県民一人一人が文化財の魅力を知り、主体的に守り伝えます。
- 県・市町村・様々な人々が連携して価値ある文化財を把握し、保存・継承・活用を図ります。

(2) 方針

- 文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動を強化します。
- 継続した調査を行い、保存・活用すべき文化財の把握に努め、指定等を推進します。
- 計画的な保存・修理等により、価値の維持に努めます。
- 文化財の保存・継承への取組を推進し、そのための体制を整備します。
- 地域連携を推進し、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財の観光振興等への活用を推進します。
- 県と市町村が優先的に取り組むテーマを定め、連携して取り組みます。

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

前章で示した、千葉県文化財の保存・活用方針に基づき、県及び市町村が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を具体的に示します。

1 文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動

(1) 博物館・美術館等や学校等での文化財に触れる機会の充実

博物館、美術館、歴史民俗資料館、博物館相当施設、博物館類似施設（以下、「博物館等」という。）は、文化財の収蔵、公開において重要な役割を担っています。近年はそれに加え、様々な体験プログラムを行い、文化財に親しむ機会を提供しています。千葉県内の博物館等は、県立博物館、市町村立博物館に加え、図書館、公民館とも連携して事業を展開しており、文化財の周知・普及活用の枠を広げています。県及び市町村は、博物館等における展覧会等を通じた文化財のさらなる公開を推進します。また博物館等、公民館、図書館、千葉県文書館等の施設において様々な文化財普及事業を推進します。

県は埋蔵文化財出土品（以下、「出土品」という。）を組み合わせた「学習キット」を小学校等に貸し出したり、職員が学校等に出張して火おこしや、勾玉づくり等を行う出前授業を行ったりすることで、埋蔵文化財の普及・活用を図っています。県及び市町村は、これら出前授業等を学校、公民館、図書館等で行い、文化財の普及啓発活動を推進します。

県及び市町村は、出土品の活用について、新たな手法の開発を行う等、積極的に推進します。また県は、出土品をより効果的に活用するために、積極的に市町村への譲与を行います。

(2) ホームページ等による効果的な文化財情報の発信

県は、千葉県ホームページにより最新の情報発信を、「ちば情報マップ・ふさの国文化財ナビゲーション」等により網羅的な情報提供を、県立博物館ホームページ「デジタルアーカイブ」により文化財の研究成果の公開を行ってきました。効果的な文化財情報の発信を行うためには、最新の情報を迅速に提供するとともに、さらなる内容の充実が求められます。また、先端技術等を活用した取組の検討も必要です。

県及び市町村は、ホームページ等による効果的な文化財情報の発信のために、新しい情報の提供と発信内容のさらなる充実に努めます。

また、感染症等により文化財の公開が制限される場合でも、多くの人が文化財の情報を得ることができるよう、ホームページ等により文化財についての詳細な情報を発信します。

(3) 無形文化財及び無形の民俗文化財の公開の推進▶▶▶▶関連 第3章 4(2)

無形文化財のうち芸能の分野に関するものや無形の民俗文化財は、限られた場所や日時に行われるものが多く、人々の目に触れる機会が限られます。また、無形文化財のうち工芸の分野についても、作品を目にする機会が限られ、その魅力を広く伝えることが困難です。より多くの人々が無形の民俗文化財に触れる機会を設けるため、県及び市町村は連携して、「房総の郷土芸能」を開催してきました。

県及び市町村は、今後も無形文化財保持者や民俗文化財の関係団体と連携して、無形文化財及び無形の民俗文化財の公開・普及の機会を設ける取組を進めます。

(4) 公開事業等を通じたわかりやすい文化財の紹介

県及び市町村は、それぞれが運営する博物館等における文化財の展示や、それぞれが所有者又は管理団体である文化財建造物や記念物の現地公開、見学会やイベント等を通して、文化財の公開活用を図ります。

県は、千葉県立房総のむらにおいて、国重要文化財「旧学習院初等科正堂」ほか国・県指定等文化財の建造物を公開します。また、県が所有する文化財である「千葉県立安房南高等学校旧第一校舎」については公開・活用を推進します。

県及び市町村は、それぞれが保管管理している絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の有形文化財（以下、「美術工芸品」という。）、有形の民俗文化財について、博物館・美術館等の常設展や企画展等を通して、積極的な展示公開を行います。また、博物館・美術館等において開催する講演会、シンポジウム等により、文化財をわかりやすく伝える取組を推進します。

県は、地域の文化財を通して郷土の自然と歴史、文化等に対する理解を深め、文化財を保存・活用することの重要性を共有することを目的に、文化財探検隊等の文化財見学事業を開催します。また、県教育委員会が実施する埋蔵文化財発掘調査の成果を紹介する、遺跡見学会を開催します。

個人又は社寺等の民間で所有している文化財については、文化財所有者等が可能な範囲で公開をするものとし、県及び市町村は、文化財所有者等の意思を尊重するものとし、

(5) 外国語による文化財の普及啓発

千葉県には成田空港があるため、外国からの旅行者が訪れるだけでなく、様々な国の出身者が住んでおり、地域社会を構成しています。また、県外に居住する海外出身の人々も多く千葉県に訪れます。これら海外出身者に県内の文化財の魅力を伝えることは、千葉県の文化財を通して日本文化を知ってもらう機会となります。

県及び市町村は、県内外に居住する外国出身者に向けて、外国語による文化財の普及啓発を行います。

(6) 防災教育への取組

文化財には、過去の災害の痕跡を残すものや災害そのものを記録したものが多くあります。房総半島南端部は地震による地形隆起が激しいことで知られ、県天然記念物「南房総の地震隆起段丘」をはじめ、縄文海進時に形成された海蝕洞窟が標高 25m 以上の高いところに残っていることも知られています。また、外房の九十九里沿岸では、元禄地震による大津波を記録した津波碑等の記念物が多数残されています。全国でも津波碑等の位置情報を地図化し防災教材として活用する取組が行われています。災害に関連した文化財について、防災教育での活用を図ります。

(7) 千葉県を特徴付ける文化財の周知の取組

千葉県では、県内の文化財を広く周知するために、様々な取組をしています。平成 20 年には、「ちば遺産 100 選」、「ちば文化的景観」を、平成 30 年には「ちば文化資産」を、令和 2 年には、「千葉の地層 10 選」を、それぞれのテーマに基づき選定しています。

県は、本章 7 「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」において示している、「千葉県の歴史、文化を考える上で欠くことができない文化財」、「千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財」、「千葉県を特徴付ける名勝地及び景観」を取り上げながら、千葉県の特徴を広く周知するため、市町村と連携した取組を進めます。

2 文化財の調査、把握、指定等

継続した調査を行い、保護すべき文化財の把握に努め、指定、選定、登録、選択（以下、「指定等」という。）を推進します。

(1) 継続した調査と文化財の把握、記録類の作成

文化財の調査には、未指定文化財の把握のための調査、範囲や内容を確認するための調査、指定等のための調査、指定文化財の保存状況調査などがあり、それぞれの目的に応じた調査が必要です。

県及び市町村は、各類型の未指定文化財、文化財の保存技術、埋蔵文化財に加え、「ふるさと文化財の森」等の文化財の保存・活用に資する取組についても調査を継続して実施し、重要な文化財等の掘り起こしを行い、把握に努めます。これまで県及び市町村で実施した調査成果や、過去に作成した県史及び市町村史等のデータについても有効に活用します。調査の結果把握した文化財については、一覧表等の記録類を作成する等データベースの構築を図り、県及び市町村において情報を共有します。

(2) 調査結果を踏まえた指定等による保存・活用の推進

調査の結果、文化財としての重要性が明らかになったものについては、それぞれの

文化財に合った保存・活用を進めることが求められます。

県は、市町村と連携し、県として重要と認められる文化財については、県指定文化財に指定するよう取り組みます。また国による国指定等への取組について、県及び市町村は、国と連携して取り組みます。市町村が国指定等を目指す場合においては、県は、国との連絡調整を行います。

市町村が行う文化的景観及び伝統的建造物群の保存・活用への取組について、情報提供を行うとともに、国、関係機関との連絡調整を行い、積極的に推進します。

県及び市町村は、その他保存・活用の必要があると認められる文化財については、その種別、内容、状況等に応じ記録を作成したり、記録保存の措置をとったりする等、その文化財に適した方法で保存・活用を推進します。

(3) 埋蔵文化財の調査・把握・周知

埋蔵文化財の保護の第一歩は、埋蔵文化財包蔵地の分布調査により位置を把握し、それを遺跡地図やホームページ等により周知することです。千葉県では現在、県による現地踏査等の成果に加え市町村による調査・把握の成果を反映することで、「ふさの国文化財ナビゲーションシステム」に掲載し周知する情報の充実を図っています。また、開発に伴い行われる発掘調査の成果は、周辺の埋蔵文化財の状況を知る手がかりとなるため、県と市町村による発掘調査成果についての情報の共有は、埋蔵文化財の保護に当たっては不可欠です。

県と市町村は、今後も連携し、埋蔵文化財包蔵地の調査・把握に努め、情報の周知に努めます。

3 文化財の保存・修理等

指定等をした文化財について、保存・修理を通じた文化財的価値の維持に努めるとともに、文化財の継承への取組を進めます。

(1) 文化財の価値を護るための保存・修理への取組

① 博物館等における文化財の保存

博物館等は、美術工芸品、有形の民俗文化財、記録類の公開・活用にとって重要であるばかりでなく、保存・管理するためにも重要であり、指定・未指定に関わらず、館が重要と認めた文化財の保存・管理に取り組んでいます。県及び市町村は、博物館等の施設を活用し、文化財の保存・管理を進めます。

② 文化財の記録作成と記録の保存

美術工芸品及び有形の民俗文化財の保存に当たっては、文化財そのものの保存に

加え、調査の記録類の作成・保存も重要な取組です。また、無形文化財や無形の民俗文化財、地域に残る伝承等については、記録を作成し保存することは、その継承にとって重要な取組です。

県及び市町村は、有形文化財等の保存に資するための記録作成等を行います。また、無形文化財や無形の民俗文化財については、保存継承に寄与する目的で、報告書や記録映像の作成に取り組みます。

③文化財の修理等

県は、県が所有・管理する文化財について、適切に保存・管理するとともに、必要な修理・整備を計画的に行います。

市町村は、各市町村が所有・管理する有形文化財及び有形の民俗文化財について、適切に保存・管理するとともに、必要な修理・整備を計画的に行います。

④文化財の保存技術の保護

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能を「文化財の保存技術」と呼びます。文化財の保存修理には専門的知識や技術が必要であることから、文化財を保存するためには、これらの技術も併せて保護を図る必要があります。現在、県内には、国による選定保存技術が2件あり、2名の保持者が認定されています。

県は、継続的な文化財の保護を図るために、県内における文化財の保存技術及び、保持者、保持団体の保護を推進します。

⑤千葉県文化財保護指導委員による巡視

県は、文化財保護法（以下、「法」という。）第191条に基づき、千葉県文化財保護指導委員を設置し、国指定文化財及び重要な埋蔵文化財包蔵地の委員による巡視を行っています。県は文化財の異常について委員からの報告を受けると、市町村と連携し、対応します。県は、文化財保護指導委員の制度をより有効に活用し、県内文化財の保護を推進します。

また平成31年4月の改正文化財保護法の施行により、市町村も文化財保護指導委員の設置が可能となりました。県は、市町村による文化財保護指導委員の取組について技術的支援を行います。

⑥埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財の保存については、現状のまま地下に保存されることが望ましいとされています。しかし、開発行為に伴う土木工事等によって損壊が避けられない場合には、発掘調査等を実施して、記録保存の措置を講ずる必要があります。県及び市町村は、埋蔵文化財について開発事業との調整を図るとともに、発掘調査等による記録保存を行います。記録した図面や写真等は、出土品とともに保存します。

②文化財の保存・活用のための連携の推進

文化財の中には、その保存に当たり行政内の関係部局との連携が必要なものもあります。例えば、生物に関連するものについては環境部局と、伝統的建造物群や文化的景観については都市計画部局や景観部局との連携が不可欠です。活用においては、観光部局、産業振興部局等と連携する必要があります。より充実した文化財の保存・活用を図るために、都道府県間、市町村間の連携や、博物館、大学等との連携が求められます。

県及び市町村は、充実した文化財の保存・活用のために、内部における文化財の保存・活用に関係する各部局との連携を図ります。また、各市町村間、県内博物館等、大学等における情報・技術共有等に関するネットワークを整備します。併せて、災害発生時の情報収集、救済活動のための連携を推進します。

県は、他都道府県、国等の関係機関との連携を推進します。また、複数市町村にまたがる文化財の保存・活用について、市町村間の連携を促します。市町村、博物館等、関係機関等との連携を図り、専門的知見について情報共有を図ります。国による指定等の措置について、国、市町村との連携を図ります。

災害発生時には情報集約を行うとともに、災害復旧について関係機関及び国との連携を図ります。

5 地域連携の推進と、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用

(1) 民間団体等を含む地域連携の促進

文化財は、地域において保存・伝承されることが望まれます。近年は、文化財は地域のアイデンティティを醸成するものであり、地域のシンボルとしての役割が期待されています。地域の少子高齢化や文化財の担い手不足により、文化財所有者による文化財の保存・継承が困難になってきていることから、これまで以上に、より多くの人々が文化財の保存・活用に参画することが求められます。また、地域の人々が文化財を知り、文化財に関わり発信することは、文化財を観光資源として活用し、観光振興につながるとともに、地域振興にも寄与するものと期待されます。

県及び市町村は、NPO 法人等の民間団体、民間企業、関係機関等との連携を図るとともに、地域住民をはじめとする県民一人一人が参画する持続可能な文化財の保存・活用を目指します。

(2) 市町村と連携した広域な文化財の活用の取組

近年、文化財を単体ではなく、個々の文化財を関連付けて広域な文化財の活用を図ることが有効であるといわれています。国は、地域の文化財を関連付けて広域な文化財の保存・活用を図る取組として、市町村による歴史文化基本構想の作成を推奨して

きました。また日本遺産の取組は、文化財を関連付けたストーリーを評価するもので、複数市町村や複数都道府県にまたがるストーリーで複数の文化財が関連付けられているのが特徴です。

千葉県においては、複数の市町村にまたがって指定されている、国史跡「龍角寺古墳群・岩屋古墳」や、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡」といった文化財があり、複数市町村の連携による活用の取組が求められています。さらに、日本遺産「北総四都市江戸紀行」や、「千葉の地層 10 選」のように、ストーリーやテーマで関連付けられた文化財の活用への取組が始まっています。県は、市町村と連携して、このような広域な文化財の活用の取組を推進します。

6 文化財の観光振興等への活用の取組

文化財を活用した観光振興や地域振興への取組を推進します。また、文化財の魅力発信に資するために文化財及び周辺環境整備を推進します。

(1) 観光振興への取組

県内に所在する著名な社寺等には、観光地として多くの観光客が訪れている例もありますが、近年、SNS 等の普及により、これまであまり知られていなかった文化財であっても、情報が拡散することにより、観光客が訪れることもあります。文化財を観光資源として活用するためには、その魅力が伝わる効果的な情報発信が必要です。

近年、価値観やライフスタイルが多様化し、観光については「観る観光」から「体験する観光」へ、「団体旅行」から「個人旅行」へと、ニーズやスタイルが変化しています。こうしたことから、日本遺産のように個々の文化財を周遊できるストーリーや、文化財と関連した体験プログラム等、文化財を活用した様々な取組が求められているところです。

県及び市町村は、文化財の魅力的な情報発信を行うとともに、民間団体や地域の人々と連携し、文化財を活用した観光振興に取り組みます。

また、千葉県には成田国際空港を擁する優位性を活用し、海外からの誘客を図るため、外国人観光客向けガイドブック等による空港周辺地域の社寺等の観光資源の情報発信を行うなど、千葉県の文化財を通じた日本文化の紹介を行います。

(2) 活用を図るための文化財及び周辺環境整備

史跡、名勝、天然記念物といった記念物の中には、現状のままでは見学をする人々に価値が十分に伝わらないものがあります。例えば、荒地になったため見学ができない古墳や、標柱や解説板が設けられていない植物群落地がそれに当たります。それ以外の文化財についても、見学するための環境を整備することが、文化財の魅力発信につながります。個々の文化財はそれぞれ異なる特徴があることから、それぞれの文化

財に合った環境整備を行う必要があります。県及び市町村は、文化財及び周辺の環境整備に取り組みます。また、県は市町村が行う文化財の環境整備に関する取組や文化財を観光資源として活用した取組に係る受入環境整備に対する支援を行います。

7 県と市町村が優先的に取り組むテーマ

文化財は、その地域の地理、歴史、自然と密接に関わって成立しているもので、その地域の特徴を反映しているものと考えられます。そのような地域の風土に根差した文化財は、その地域において保存・活用が図られることが望まれます。また、そのような地域の特徴は、個々の文化財を関連付けることによって理解される場合があります。

そのような観点から、千葉県では、以下の4つを優先的に取り組むテーマとして設定し、そのテーマに沿って本県を特徴付ける様々な文化財について、重点的に保存・活用を図っていくものとします。本県を特徴付ける文化財の保存・活用の取組を通して、「千葉県らしさ」や「千葉県の魅力」を探ることで、さらに発信力が高まるものと考えます。

- 千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県を特徴付ける名勝地及び景観に関する保存・活用
- 保存活用地域計画等を通じた計画的な文化財の保存・活用

なお、各市町村においては、「千葉県」という言葉を「各市町村」に読み替えて取り扱うものとし、「それぞれの地域を特徴付ける文化財」、「地域において欠くことができない文化財」を探りながら、保存・活用を推進することが望まれます。

(1) 千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用

ここで使用する「歴史と文化」には人文的なものを全て包含し、「歴史と文化に関連する文化財」には、法における6つの文化財類型に加え、文化財の保存技術、埋蔵文化財、伝統芸能、民俗芸能、地域固有の行事、祭り、伝承、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化等に関するものが含まれます。また「歴史と文化」には、歴史的、学術的なものだけでなく、芸術上、鑑賞上の価値についても含まれます。

県及び市町村は、千葉県及び県内各地域の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財の保存と活用を推進します。

(2) 千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用

「自然」とは、動物、植物、地質・鉱物に関する分野であり、その中には、動物の生息地・繁殖地、植物の生育地・森林、鉱物の産出地や地層、地形等が含まれます。

さらに、県土の成り立ちを表す地質現象や、地誌の影響により成立した生育地、生息地等、動物、植物、地質鉱物に関連する標本類も含まれます。

県及び市町村は、千葉県及び県内各地域の自然を考える上で欠くことができない文化財の保存と活用を推進します。

(3) 千葉県を特徴付ける名勝地及び景観に関する保存・活用

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等を名勝地と呼び、「人文的なもの」と「自然的なもの」がありますが、そのうち芸術上、鑑賞上の価値が特に高いものが「名勝」に指定されます。

景観は一般的に「眺め」のことを指し、自然景観と文化的景観に区分され、そのうち文化的景観について、法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例において保護の対象としています。古くから多くの人々が住んでいた千葉県では、自然景観であっても文化的な影響を受けている景観は少なくありません。名勝地及び景観は、「歴史や文化」と「自然」が相互に関連して成り立っており、千葉県らしさを見いだすことができる文化財であるとともに、自然や人々の生活の変化により失われていくものです。

県及び市町村は、このような名勝地・景観の中で、千葉県及び県内各地域を考える上で欠くことができないものを保護の対象とし、保存と活用を推進します。

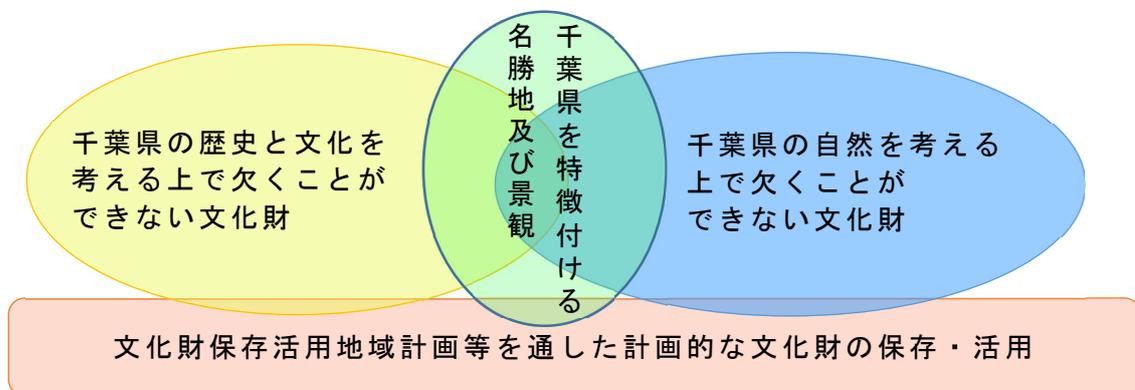
(4) 文化財保存活用地域計画等を通じた計画的な文化財の保存・活用

▶ ▶ ▶ 関連 第4章2(1)①②

文化財の保存は定期的な修理が不可欠であることから、その保存のためには計画的な取組が必要です。また公開・活用に当たっても、過度の露出が文化財の損壊を招く可能性があることから、文化財的価値を守るためには、計画的な取組が必要です。

市町村及び文化財所有者等は、これらの計画を作成し、計画的な文化財の保存・活用に取り組むものとします。また県は、これらの取組について技術的に支援します。

«「千葉県において県と市町村が優先的に取り組むテーマ」のイメージ»



第4章 市町村及び文化財所有者等への支援

市町村は、域内の文化財を把握し、文化財所有者、管理責任者、管理団体（以下、「文化財所有者等」という。）へ保存・活用の指導を直接行うとともに、自らも文化財所有者又は管理団体として文化財の保存・活用事業を担っています。埋蔵文化財の発掘調査や出土品の保存・活用も含め、文化財に関する業務は多岐にわたりますが、市町村の中には、少ない職員で対応したり、他の業務との兼務で対応したりしている場合もあります。

文化財所有者は文化財の保存・活用の担い手として重要である一方で、高齢化や担い手不足が深刻であり、様々な支援が必要です。

本章では、前章で示した文化財の保存・活用を図るために講ずる措置のうち、県による市町村及び文化財所有者等への支援について、その方針と内容について示します。

1 支援の方針

県は、各市町村がそれぞれの地域の特徴を生かした文化財の保存・活用を図ることができるよう、市町村が行う文化財の保存・活用に係る事業の技術支援及び財政支援を市町村の要請に応じて行うものとします。

国指定文化財等については、国との連絡調整を行うものとします。

文化財の適切な保存・活用が図られるよう、文化財所有者等に対し技術支援及び財政支援を行います。

2 支援の内容と取組

市町村及び文化財所有者等に対する文化財の保存・活用に関する支援は、千葉県においては、千葉県教育庁教育振興部文化財課が中心となって行います。

文化財課の組織は、第6章のとおりです。指定、選定、登録、選択（以下、「指定等」という。）文化財については、指定文化財班が担当します。埋蔵文化財については、埋蔵文化財班が担当します。県有文化財の保管、譲与、貸与、活用については、文化財普及・管理班が担当します。博物館における文化財の保存・活用については、環境生活部スポーツ・文化局文化振興課学芸振興室が担当します。

県立博物館の専門職員は、文化財に関する知見や取扱いについての技術を有していることから、文化財の保存・活用面での支援を行います。

（1）文化財の保存・活用及び各種計画作成等についての支援

県は、市町村及び文化財所有者等から受ける文化財の保存・活用に係る様々な相談に応じ、求められる支援を行います。

①文化財保存活用地域計画作成等に関する助言▶ ▶ ▶ ▶ ▶ 関連 第3章7(4)

市町村で作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとされた文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）については、県の文化財保存活用大綱を勘案する必要があることから、市町村からの要請に応じて支援を行います。

地域計画作成の上で参考となる、文化財リスト等についての情報の提供を行います。地域計画作成に当たり市町村が協議会を設置する場合、その設置及び運営について助言を行うとともに、委員として協議会に出席し必要な助言を行います。

地域計画作成のために国が設けた補助金について、情報提供等を行います。

市町村が作成した計画について、国からの認定を受けようとする際、文化庁長官への申請に係る国との連絡調整を行います。

②個々の文化財の保存活用計画作成への技術支援▶ ▶ ▶ ▶ ▶ 関連 第3章7(4)

市町村及び文化財所有者等による個々の文化財の保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）の作成について、技術支援を行います。市町村及び文化財所有者等が行う国指定文化財の保存・活用に関する取組については、県は、国との連絡調整を行います。

保存活用計画作成に当たり市町村及び文化財所有者等が検討会議を設置する場合、その設置及び運営について指導・助言を行うとともに、オブザーバー等として検討会議等に参加し必要な助言を行います。

国指定等文化財の保存活用計画の作成に当たっては、国との連絡調整を行います。また、市町村及び文化財所有者等に対し、保存活用計画の作成に供する国の補助金に関する情報提供等を行います。作成した保存活用計画について国からの認定を受けようとする場合、文化庁長官への認定申請に係る国との連絡調整を行います。

③文化財の日常管理についての技術支援▶ ▶ ▶ ▶ ▶ 関連 第3章3(2)③

文化財の価値の維持については、文化財の保存環境を適切に保つ等の適切な日常管理が大切です。文化財は各類型、種別に加え、素材、製作技法、保存環境も様々であることから、各文化財に合った日常管理を行う必要があります。

県は、市町村及び文化財所有者等に対し、日常管理の大切さについて意識の涵養を図るとともに、文化財保護審議会や博物館、美術館、歴史民俗資料館、博物館相当施設、博物館類似施設（以下、「博物館等」という。）と連携し技術支援を行います。

④防犯・防災対策及び災害発生時の対応への指導・助言▶ ▶ ▶ ▶ ▶ 関連 第5章

県は、市町村及び文化財所有者等が行う文化財の防犯・防災対策について、警察署、消防署等の防犯、防災関係機関及び、国及び独立行政法人国立文化財機構等の文化財関係機関と連携して、必要な指導・助言を行います。

災害が発生した場合は被災状況調査を行うとともに、被害拡大を防止するための応急処置について、必要な助言を行います。

の連絡調整を行います。また市町村、文化財所有者、管理団体が行う国庫補助事業に関して、国との連絡調整を行います。

市町村による記念物の国指定及び記念物・建造物の国登録への意見具申等について、国との連絡調整等の支援を行います。市町村又は文化財所有者等が計画する国指定等文化財の現状変更等について、国との連絡調整を図るとともに必要な手続きについて支援します。

市町村及び文化財所有者等が実施する国庫補助事業について、国との連絡調整を行います。

災害発生時には、文化財の救援や災害復旧について、国への支援要請を行います。

(5) 研修に関連した支援

文化財の保存・活用を適切に行うためには、文化財保護行政の知見を有する人材の育成が重要です。県は、市町村文化財担当職員への研修等を実施し、人材育成の支援を行います。また、市町村からの要請に応じて県職員を派遣します。

「市町村文化財担当職員講習会」を通して、市町村文化財担当職員向けの事務研修を行います。また新たに、市町村文化財担当職員を対象とした、文化財修理現場での研修等の専門知識や技術に係る実務研修を開催します。

「文化財管理指導講習会」を通して、市町村文化財担当職員及び文化財所有者等を対象とした、実務講習を行います。

市町村又は複数市町村により構成された協議会等が開催する研修会への職員派遣を行います。

国及び独立行政法人国立文化財機構等の文化財関係機関が実施する研修会について、市町村に情報提供を行います。

(6) 歴史的建築物の建築基準法の適用除外に関する支援

重要文化財等に指定されている建造物は、建築基準法第3条第1項第1号に基づき、同法による各種規制の適用が除外されています。しかし、県・市町村指定、国登録を含むその他の歴史的建築物については、活用のため同法の規制の適用を除外するに当たって、地方公共団体が定める条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられ、特定行政庁が設ける建築審査会の同意を得る必要があります。また、特定行政庁ではない市町村においては、県の建築審査会の同意が必要です。

県は、市町村が歴史的建築物の活用のため、建築基準法の適用除外を検討する場合、関係部局と連携し、歴史的、文化的価値の維持と防災、減災の観点から、市町村に対し必要な助言を行います。

(7) 関係機関等との連携に関する支援

都道府県間及び市町村間の連携、市町村と関係機関等との連携について支援します。また、市町村、博物館等の関係機関相互のネットワークを構築します。

市町村及び関係機関との連携を図るための各種会議を開催します。

複数市町村に展開する文化財の保存・活用への技術支援を行います。牧跡や城館跡など広域に展開する文化財の保存活用計画の作成及び複数市町村が合同で作成する地域計画の作成のための協議会等の設置や、その運営について技術支援を行います。

民間の文化財愛護団体や文化財保護団体の育成について支援するとともに、これら団体への顕彰を行います。

第5章 防犯・防災及び災害発生時の対応

1 防犯・防災及び災害発生時の対応の方針

文化財の防犯・防災は、日常管理が重要であり、その意識を高め、体制づくりに努めるとともに、防犯・防災設備の充実と定期点検や修理・更新など必要な対策を施します。また、災害発生時には、文化財所有者、管理責任者、管理団体（以下、「文化財所有者等」という。）及び県及び市町村の担当職員の安全を最優先としつつ、被害情報の収集から応急処置、復旧への対応など、文化財の保全に努めます。

2 防犯・防災及び災害発生時の取組

文化財に係る犯罪として想定されるのは、文化財の毀損、盗難、放火等です。近年では全国的に、文化財建造物の汚損や、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の有形文化財（以下、「美術工芸品」という。）の盗難が相次ぎ、国からも「文化財の防犯対策について」（平成27年4月30日 27財伝文第8号）ほかの通知等により地方公共団体及び文化財所有者等に対し注意喚起が行われているところです。日頃から、防犯設備の設置及び点検、定期的な見回り、警察等との連携等により犯罪を未然に防ぐことが必要です。また文化財の毀損、盗難を発見した場合は、警察、地方公共団体、国との連携を密にして、犯罪の拡大防止や盗難文化財の回復に当たる必要があります。

文化財に係る災害として想定されるのは、火災、地震、風水害等です。近年は、火災、大地震、台風、大雨等による文化財の毀損、滅失が全国的に発生しており、国からも「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日 文部科学大臣決定）ほかの通知等により、地方公共団体及び文化財所有者等に対し、対策等の強化について注意喚起が行われているところです。防災、減災対策は、日頃からの防火・消火設備の設置及び点検、周辺環境の整備、防災意識の涵養、消防署等との連携が必要です。災害が発生した場合は、被害の拡大を防ぐとともに、災害復旧に当たる必要があります。

そのため、県及び市町村は、文化財保護のための防犯・防災対策に努め、日頃からの防犯・防災意識の涵養を図り、防犯・防災施設等の整備を推進します。

なお、災害が発生した場合は、文化財所有者等と行政の連携した情報伝達により、県内文化財の被災状況を集約するとともに、国等及び県内市町村との情報共有を図ります。文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぎます。

また、文化財所有者等、市町村、県、国が連携を密にし、災害復旧に当たります。国、県、市町村及び民間が連携した救済支援体制の構築を進め、文化財類型ごとの救援体制を確立するとともに、迅速に実行する体制を構築するよう努めます。

(1) 文化財の毀損、盗難が発生した場合の対応

① 県の役割

県は、市町村及び文化財所有者等から文化財の毀損、盗難等について報告を受けた場合、速やかに国に報告します。文化財所有者等、市町村、警察と連携して、国の指定、選定、登録、選択（以下、「指定等」という。）文化財については国と連携して、対応に当たります。

② 市町村の役割

文化財の異常について、文化財所有者等からの連絡を受けた場合、速やかに県に連絡します。また併せて、文化財所有者等からの聞き取りを行うとともに、毀損、盗難等の現場にて状況を確認します。文化財所有者等、県、警察と連携して対応に当たります。

③ 文化財所有者等の役割

文化財所有者は、文化財について毀損、盗難等の異常を発見した際は、速やかに最寄りの警察署に連絡し、対応に当たります。併せて市町村にその旨を連絡します。

(2) 災害発生時における市町村と連携した文化財の被害情報の収集

① 県の役割

県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により、文化財の被害状況把握に努めます。

市町村から、被害状況調査が困難であるために県による被害状況調査の要請があった場合、あるいは当該地域における被害が甚大であり市町村職員による被害把握が困難であると推測される場合は、県は、担当職員を現地に派遣し、被害状況を調査します。この場合、調査対象は国・県指定等文化財を優先します。また、市町村からの報告により被害状況が甚大であることがわかった国・県指定等文化財については、県の担当職員が被害状況を直接調査します。

県は、指定等文化財について、被害状況を把握したものについては、随時、国に報告します。併せて、独立行政法人国立文化財機構等の文化財関連組織との情報共有を図ります。

② 市町村の役割

市町村は、人命の保護を優先しつつ、域内の文化財の被害状況を調査・把握し、速やかに県に報告します。ただし、災害が甚大である等の理由により、市町村が被害状況を調査することが困難な場合は、その旨を県教育庁教育振興部文化財課へ報告し、被害状況調査を要請します。

また、域内の文化財又はその収蔵施設が被災し、文化財の保存に影響を及ぼす恐れがある場合は、県に対し速やかに救援要請を行います。

③ 文化財所有者等の役割

文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村に報告します。

④未指定の文化財の被害情報の収集

未指定文化財等の被害については、市町村及び博物館、美術館、歴史民俗資料館、博物館相当施設、博物館類似施設（以下、「博物館等」。）のような文化財保護関係機関において、その必要性に応じて情報収集をします。情報を収集した者が必要と認める場合には県に報告します。

また、未指定文化財であっても、県及び市町村の博物館等及び文化財収蔵施設等において収蔵している文化財が被災した場合は、県にその旨を報告することとします。未指定文化財であっても、市町村、文化財所有者等、博物館等が国立文化財機構防災センター等、国立歴史民俗博物館、県立博物館等の救援を求める場合は、県を経由して各機関に要請します。

⑤埋蔵文化財包蔵地の被害情報の収集

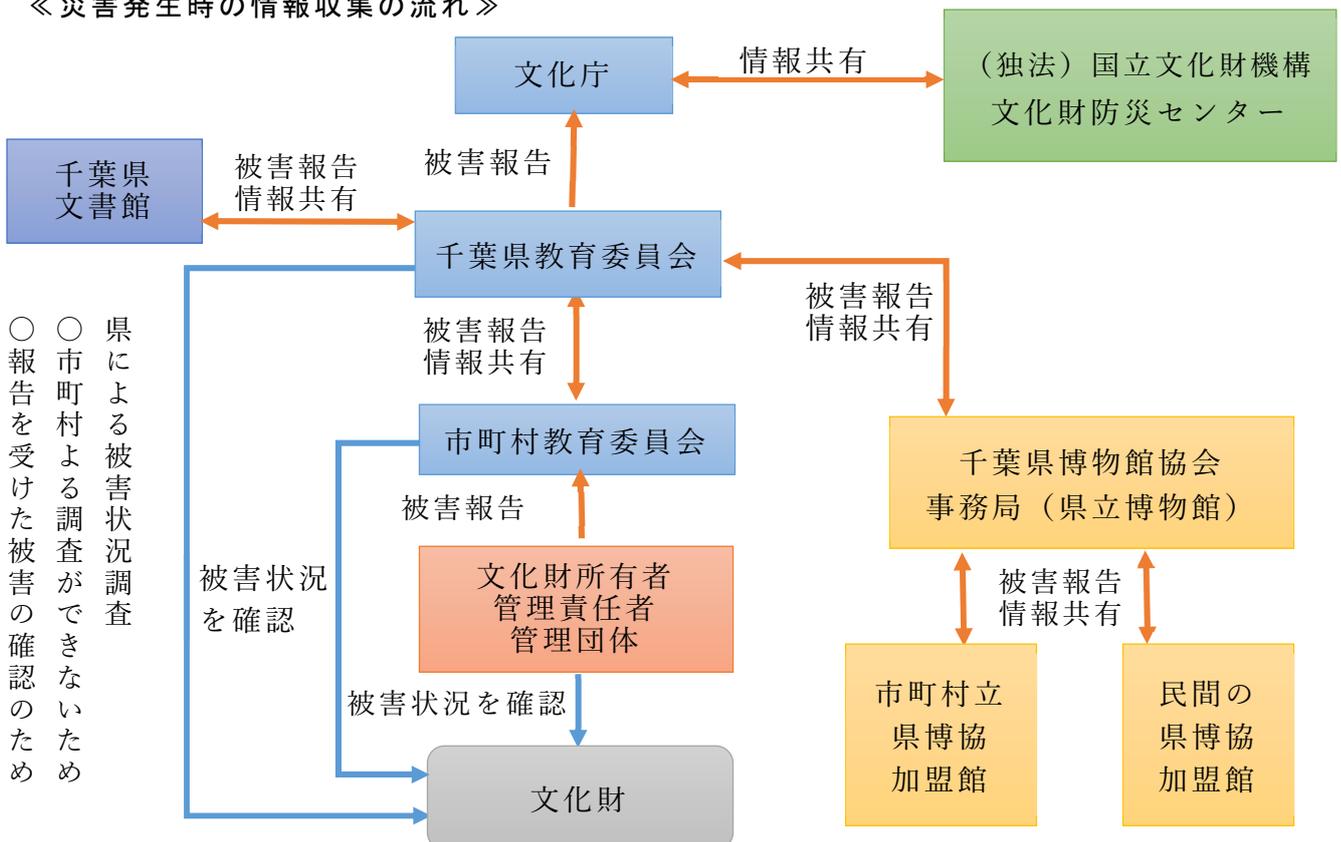
埋蔵文化財包蔵地のうち重要なものについては、千葉県文化財保護指導委員による巡視を行い、重点的に保護をしています。災害等が発生した場合も、これらの巡視対象となっている埋蔵文化財包蔵地については、千葉県文化財保護指導委員による巡視により県が被害情報を収集します。

⑥発掘調査現場における被害情報の収集

県、市町村、その他発掘調査組織等が行う行政目的の発掘調査の現場において災害が発生した場合は、発掘現場の責任者は速やかにそれぞれが所属する組織に被害状況を報告します。発掘調査の主体者が市町村である場合は、被害状況を県に報告します。発掘調査の主体者が県及び市町村以外である場合は、その発掘調査現場が所在する市町村及び県に被害状況を報告するものとします。

県は、集約した被害状況をもとに市町村と連携し、被害の拡大防止に努めます。

《災害発生時の情報収集の流れ》



(3) 災害時の応急措置及び災害復旧

災害発生時における応急措置と災害復旧は、明確に区分できるものではありません。ここでは便宜的に、災害による被害の拡大を防ぐ目的で行うものを応急措置とし、旧状に復するための工事等を災害復旧とします。

地震や台風の被害により建造物の屋根等が毀損した場合は、雨漏り等の水損により被害が拡大する恐れがあり、応急措置として、屋根を養生する必要があります。彫刻や絵画といった美術工芸品、有形の民俗文化財及びそれらの収蔵施設が被災した場合は、応急措置として速やかに博物館等に移送・保管する必要があります。その他、倒木や土砂崩れによる被害など、近隣住民の安全を脅かす可能性があることから、危険な倒木や土砂の撤去などの応急措置がとられます。

① 県の役割

県は、必要に応じて文化財担当者を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の作成に際して必要な指導・助言及び支援を行います。

国指定等文化財については、市町村及び文化財所有者等と連携し、文化財所有者等による災害復旧への支援に当たるとともに、国と連携し、国庫補助による災害復旧事業の適用に向け、速やかに国との協議等必要な手続きについて支援します。

県指定文化財については、市町村及び文化財所有者等と連携し、文化財所有者等による災害復旧への支援に当たるとともに、県単独補助による災害復旧事業の適用に向け、必要な手続きを進めます。

被害が甚大で、文化財所有者等及び市町村が文化財の保存について救援を求めている場合は、国及び独立行政法人国立文化財機構等に対し速やかに救援を要請します。また、美術工芸品、有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財の用具等が被災した場合や、美術工芸品、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財の用具等の収蔵施設（社寺境内、一般住宅等を含む）が被災し文化財の保存に影響を及ぼす恐れがある場合は、県立博物館及び市町村立博物館等に対し、文化財の避難を受け入れるよう要請します。

県立博物館は可能な限り、市町村及び文化財所有者等からの求めに応じ、美術工芸品、有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財の用具等の一時保管を受け入れます。

② 市町村の役割

市町村は、文化財所有者等や地域住民と協力し、必要に応じ、応急的修理等の救済措置を講ずるものとします。

国指定等文化財のうち市町村が管理団体に指定されている場合は、県及び国と連携して、管理団体として災害復旧に当たることとします。また、市町村が管理団体に指定されていない場合は、県及び国と連携して、文化財所有者等による災害普及への支援に当たることとします。県指定文化財については、県と連携し、文化財所

有者、管理責任者による災害復旧への支援に当たることとします。

文化財所有者等が、被災した国・県指定等文化財の災害復旧を補助事業で行うことを要望する場合は、情報を精査するとともに速やかに国、県との協議をもつこととします。また、文化財所有者等による補助金の申請等の手続きについて技術支援を行います。

市町村指定文化財については、文化財所有者による災害復旧への支援に当たります。市町村立博物館等や市町村の収蔵施設に収蔵しているものについては、未指定であっても復旧に努めるものとします。

③文化財所有者等の役割

文化財所有者等は、安全を確保し危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努めることとします。

指定有形文化財（建造物）及び史跡等に所在する建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとることとします。

指定有形文化財（美術工芸品）、指定有形民俗文化財、その他の有形の文化財及び指定無形民俗文化財の用具等について収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図ることとします。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急措置を講ずることとします。

災害復旧に当たっては、国指定等文化財については国及び県の指導・助言を受け、必要に応じて支援を受けながら行うこととします。県、市町村指定文化財については、県又は市町村の指導・助言を受け、必要に応じて支援を受けながら災害復旧に当たることとします。

④発掘現場における災害応急措置及び災害復旧

行政目的で行う発掘調査の現場において災害が発生した場合、発掘調査担当者は安全を確保した上で、災害の拡大を防ぐとともに、速やかに災害復旧に当たります。被害が発掘現場の外に拡大している場合は、発掘調査組織、市町村及び県と情報を共有し、連携して、被害拡大防止と復旧に当たります。

（４）防犯・防災意識の涵養と防災施設の整備

文化財所有者等は、防犯、防災意識を持ち、防災計画を作成するとともに、耐震、免震、防火、防犯設備の整備、維持に努めるものとします。

県及び市町村は、文化財所有者等と協力し、ハザードマップ等を活用しつつ、文化財及び文化財収蔵施設が所在する場所において起こりうる災害を事前に想定し、災害対策に当たります。また、防災意識の涵養に資する取組、防災計画作成、防災施設整

備への支援を行います。

①文化財所有者等の役割

【指定有形文化財（建造物）及び史跡等に所在する建造物の防災対策】

○消防設備の設置・整備

文化財所有者等は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行うこととします。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受けるものとします。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備します。

○防火管理

文化財所有者等は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備・維持及び消火訓練等を行います。

国重要文化財（建造物）及び国史跡等に所在する建造物については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（文化庁次長通知）に準拠した防火対策を行います。

県指定有形文化財（建造物）及び県指定史跡等に所在する建造物についても、上記ガイドラインを勘案した防火対策を行います。

毎年1月26日の文化財防火デーには、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と県教育委員会、市町村教育委員会及び関係機関等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行います。

○地震及び風水害対策

文化財所有者等は、耐震対策を行うとともに、風水害の軽減を図るため、樹木や植栽の管理、排水施設の整備等、建物周辺の環境整備を図ります。

【指定有形文化財（美術工芸品）及び指定有形民俗文化財の防災対策】

○消火設備の設置・整備、防火管理

文化財所有者等は、消火器、消火設備などを設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備・維持を行います。また、防災計画を作成し、避難のための訓練を行うものとします。

国重要文化財（美術工芸品）については、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（文化庁次長通知）に準拠した防火対策を行います。

国重要有形民俗文化財、県指定有形文化財（美術工芸品）及び有形民俗文化財についても、上記ガイドラインを勘案した防火対策を行います。

○地震及び風水害対策

文化財所有者等は、必要に応じて耐震対策を行うとともに、収蔵施設における風水害の軽減を図るため、樹木や植栽の管理や排水施設の整備等、建物周辺の環境整備を図ります。

【その他の文化財の防災対策】

文化財所有者等は、それぞれの文化財の特性に応じた、防災対策に努めるものとします。史跡、名勝等の記念物については、樹木、植栽の管理、排水施設の整備、斜面地の管理等、地震や風水害に備えた文化財周辺の環境整備を図ります。

②県・市町村の役割

県は、文化財所有者等及び市町村に対し、防災計画作成への技術支援を行います。

県指定文化財については、千葉県文化財保護審議会委員による文化財調査を通して防災対策への指導・助言を行います。国重要文化財については、千葉県文化財保護指導委員による巡視を通して、防災対策への指導・助言を行います。

また、県、市町村、文化財所有者等の文化財防災関係者会議を開催し、日常の防災意識の涵養を図ります。

③文化財の防犯対策

文化財所有者等は、日頃から、文化財やその周辺の状況を確認するとともに、文化財の周辺の整理整頓に努めます。また、文化財とその周辺の見回りを定期的に行います。

鍵や防犯カメラなどの防犯設備を設置するとともに、定期的に設備の点検を行うものとします。また、防犯設備を設置していることを明示します。また、敷地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板の設置をし、防犯訓練を行うとともに、防犯対策を行っていることを広報し、広く世間にアピールします。

文化財の公開を行う際には、安全な公開ができるよう、文化財所有者等、警察、県、市町村及び近隣住民と連携して、警備体制の充実に努めます。また、被害にあった場合に備え、文化財及び周辺環境の写真等の最新の記録を作成します。

文化財所有者等は、日頃から警察、市町村と速やかに連絡が取れるよう準備します。

④発掘現場における防犯・防災対策

行政目的の発掘調査の現場においては、発掘調査を行っている組織の責任において、防犯、防災対策を行っています。発掘現場、特に発掘事務所には、出土品、発掘記録、機材等が保管されていることから、盗難、火災の防止対策を徹底する必要があります。また日頃より、発掘現場の環境整備に努め、発掘調査区に溜まった水の流出や物品等の飛散の予防に留意します。また、風水害による発掘現場や発掘事務所建物からの出土品等の流出、記録類や機材類等の水損等を防ぐための対策を行います。

(5) 災害に備えた行政・博物館等・民間組織等との連携による文化財救援ネットワークの構築

平時から災害に備えた、行政、博物館等、NPO 法人を含む民間組織との連携による文化財の救援ネットワークの構築を目指します。定期的な関係者会議を開催し、連絡調整及び救援の体制の構築について確認し、連絡可能な体制を維持します。

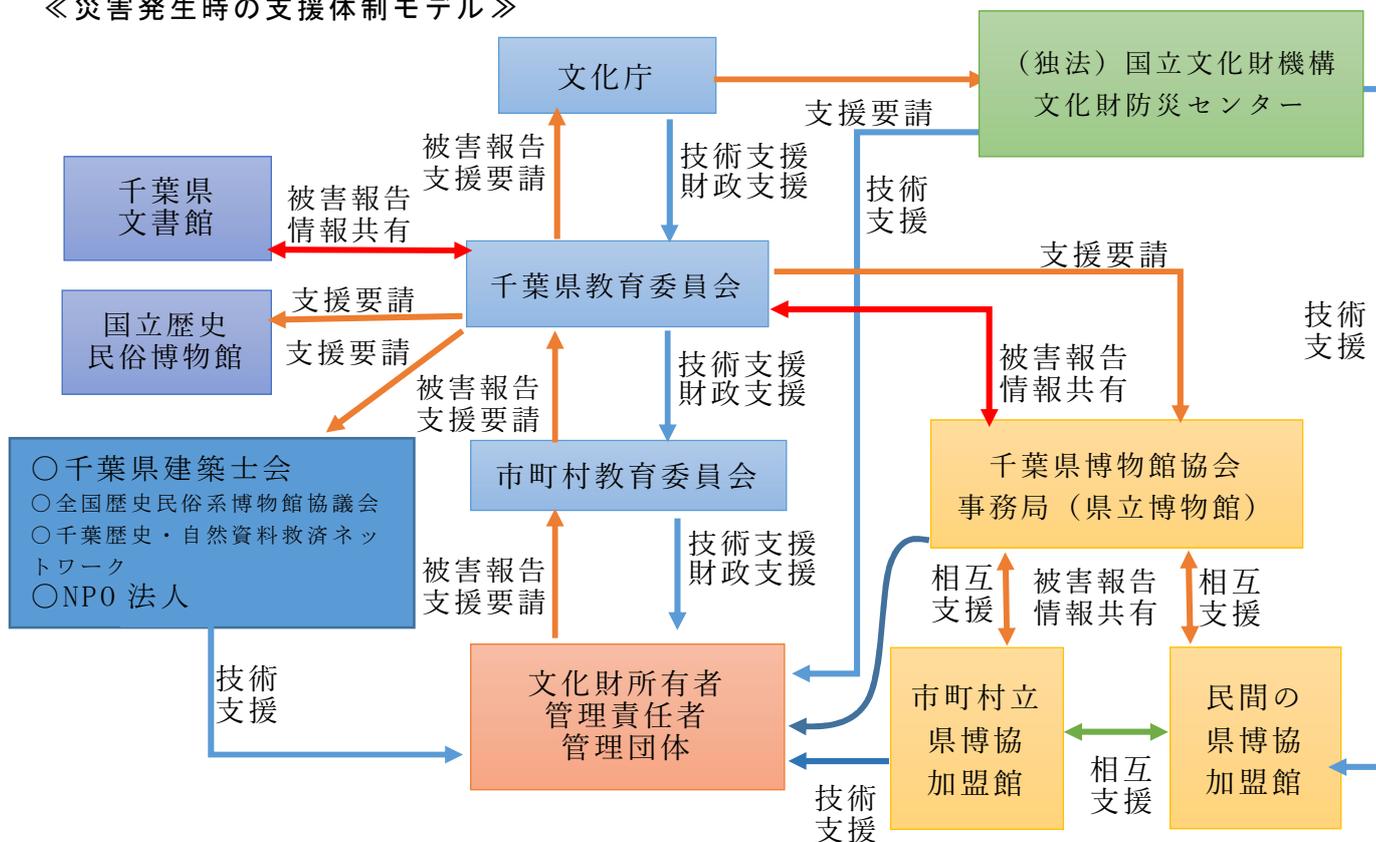
文化財の救援ネットワークは以下のものが想定されます。

- 文化財保護主管課による行政ネットワーク
- 千葉県博物館協会による博物館資料救済ネットワーク
- 一般社団法人千葉県建築士会によるヘリテージマネージャーの取組
- 全国歴史民俗系博物館協議会ネットワーク
- 千葉歴史・自然資料救済ネットワーク
- 国及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター
- 千葉県文書館による千葉県史料保存活用連絡協議会の取組

(6) 緊急的な文化財救済活動等の実施の体制

緊急に文化財の救済活動等が必要になった場合は、県教育庁教育振興部文化財課が主導し、その規模及び性質に応じて、体制を整え、救援活動に当たります。

《災害発生時の支援体制モデル》



第6章 文化財の保存・活用の推進体制

県は、文化財保護の主管課である千葉県教育庁教育振興部文化財課をはじめ、県の文化振興、自然保護、広報、観光等の関係部局や、県立博物館・美術館、県立図書館、千葉県文書館といった関連する県の施設と連携するとともに、市町村や関係団体とも協力し、より広い視点からの文化財の保存・活用を推進します。また、推進体制整備のため、専門職員の計画的な採用や配置に努めるとともに専門性を高めるための研修の実施や支援団体との連携強化を図ります。

1 千葉県における文化財担当部局及び関係部局

(1) 文化財保護に関する主管課及び体制

令和4年度において、千葉県では、文化財保護に関する事務の所管を教育委員会としており、所管課は教育庁教育振興部文化財課です。課の体制は、以下のとおりです。

室・班	業務内容
指定文化財班	国・県指定等文化財、保護審議会、日本遺産、刀剣登録に関する事務、行事の後援・共催に関する事務
埋蔵文化財班	埋蔵文化財、権限委譲事務交付金、保護指導委員会議、行事の後援・共催に関する事務
文化財普及・管理班	出土文化財の保管・活用、普及事業に関する事務
発掘調査班	県による開発行為に伴う埋蔵文化財調査(発掘・整理)に関する事務

また、博物館に関連する事務は、環境生活部スポーツ・文化局文化振興課学芸振興室が担当します。

室・班	業務内容
学芸振興室	県立博物館、博物館登録、行事の後援・共催に関する事務

(2) 千葉県教育庁が所管する施設

県立図書館・生涯学習施設

県立図書館・生涯学習施設は教育庁教育振興部生涯学習課が所管しており、下記の4施設があります。

機関名	所在地
千葉県立中央図書館	千葉市中央区市場町 11-1
千葉県立西部図書館	松戸市千駄堀 657-7
千葉県立東部図書館	旭市ハ 349

さわやかちば県民プラザ	柏市柏の葉 4-3-1
-------------	-------------

(3) 知事部局の関係部署・関連施設

文化財保護に関係する知事部局の部署には下記の7課が、関係する施設としては下記の9施設があり、連携して事務を推進します。

【知事部局の関係部署】

部の名称	課の名称	文化財に関連する業務
防災危機管理部	危機管理政策課	防災に関すること
環境生活部	自然保護課	自然分野の文化財に関すること
	文化振興課	文化芸術に関すること
商工労働部	観光企画課	文化財の観光資源としての活用に関すること
	観光誘致促進課	
県土整備部	都市計画課	伝統的建造物群保存地区に関すること
	公園緑地課	歴史的風致維持向上計画に関すること 文化的景観に関すること

【知事部局の関係施設】

① 県立博物館・美術館

県立博物館・美術館は5館8施設があり、令和4年度から環境生活部スポーツ・文化局文化振興課学芸振興室が所管しています。なお、県立房総のむらは、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は公益財団法人千葉県教育振興財団が指定管理者として運営しています。

機関名		所在地	開館年月日
千葉県立美術館		千葉市中央区中央港 1-10-1	昭和49年10月23日
千葉県立中央博物館	本館	千葉市中央区青葉町 955-2	平成元年2月7日
	大多喜城分館 (一部休館中)	夷隅郡大多喜町大多喜 481	昭和50年9月10日
	大利根分館 (休館中)	香取市佐原ハ 4500	昭和54年11月21日
	分館海の博物館	勝浦市吉尾 123	平成11年3月12日
千葉県立現代産業科学館		市川市鬼高 1-1-3	平成6年6月15日
千葉県立関宿城博物館		野田市関宿三軒家 143-4	平成7年11月10日
千葉県立房総のむら		印旛郡栄町龍角寺 1028	昭和61年4月1日

②その他の機関

機関名	所在地
千葉県文書館	千葉市中央区中央 4-15-7

(4) 附属機関等

○千葉県文化財保護審議会

千葉県文化財保護審議会は、文化財保護法第 190 条第 1 項に基づく地方文化財保護審議会であり、千葉県文化財保護審議会条例第 1 条により設置されています。審議会の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命します。教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するものです。

○千葉県博物館協議会

千葉県博物館協議会は、博物館法第 20 条第 1 項に基づく博物館協議会であり、教育機関設置条例第 21 条の 2 により設置されています。本協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から知事が任命します。博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関です。

(5) 文化財関係の委員等

○千葉県登録審査委員（銃砲刀剣類の登録）

千葉県登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条第 3 項の規定により銃砲刀剣類を登録するための鑑定を行う委員です。千葉県銃砲刀剣類登録審査会において、申請のあった銃砲刀剣類の登録の可否について鑑定・審査を行います。定員は 10 名以内で任期は 2 年です。

○千葉県文化財保護指導委員

国指定文化財の実態把握と、開発事業に伴う埋蔵文化財の毀損防止を目的に、文化財保護法 191 条に基づいて年度ごとに千葉県文化財保護指導委員設置要項を定め、29 名の委員により巡視活動を行っています。巡視対象の文化財は 900 件で、巡視の結果現状変更等が認められた場合には早急に報告を受け、対応を検討します。

2 県が開催している育成・研修等

千葉県教育委員会は、文化財保護に関連する課題に応じて研修等を開催し、人材の育成に努めています。現在、以下の育成・研修等に関する事業を実施しています。

- 文化財管理指導講習会
- 市町村文化財担当職員講習会
- 千葉県文化財保存活用研修会

3 文化財関係の会議等

千葉県教育委員会は、文化財保護に関する課題等に関連した会議等を開催し、県内市町村及び関係機関との連携を図っています。現在、以下の会議を開催しています。

- 県内市町村文化財保護行政主管課長会議
- 県内市町村文化財保護行政担当者会議

4 文化財関係団体との連携

文化財の保存・活用に当たり、文化財関係団体とも連携して文化財保護を推進します。現在、以下の団体と連携しています。

- 公益財団法人千葉県教育振興財団
- 公益財団法人印旛郡市文化財センター
- 千葉県無形民俗文化財連絡協議会
- 千葉県博物館協会
- 関東地区博物館協会
- 日本博物館協会
- 全国史跡整備市町村協議会
- 千葉県史跡整備市町村協議会
- 千葉県史料保存活用連絡協議会
- 千葉県文化財保護協会
- 日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会

5 千葉県が所有する文化財

千葉県が所有する文化財は、下記のものがあります。千葉県は、市町村と連携しながら、これらの文化財の保存・活用を推進します。

No.	名称	種別	管理者
1	旧御子神家住宅 附 普請入用覚帳 1冊 屋根葺替覚帳 1冊	重要文化財（建造物）	千葉県立房総のむら
2	旧学習院初等科正堂	重要文化財（建造物）	千葉県立房総のむら
3	大薙刀（無銘 伝法城寺）	重要文化財（工芸品）	千葉県立中央博物館
4	龍角寺古墳群・岩屋古墳	国指定史跡	千葉県立房総のむら （一部）
5	千葉県立佐倉高等学校記念館	国登録有形文化財（建造物）	千葉県立佐倉高等学校
6	千葉県企業局千葉高架水槽	国登録有形文化財（建造物）	千葉県企業局
7	千葉県企業局千葉分場一号配水池	国登録有形文化財（建造物）	千葉県企業局
8	千葉県企業局栗山配水塔	国登録有形文化財（建造物）	千葉県企業局
9	旧平野家住宅	県指定有形文化財（建造物）	千葉県立房総のむら
10	千葉県立安房南高等学校旧第一校舎	県指定有形文化財（建造物）	千葉県教育庁
11	藁屋根（浅井忠筆）	県指定有形文化財（絵画）	千葉県立美術館
12	漁婦（浅井忠筆）	県指定有形文化財（絵画）	千葉県立美術館
13	小丹波村（浅井忠筆）	県指定有形文化財（絵画）	千葉県立美術館
14	木華開耶媛（石井林響筆）	県指定有形文化財（絵画）	千葉県立美術館
15	半円方格帯神獸鏡	県指定有形文化財（工芸品）	千葉県立中央博物館
16	房総数学文庫	県指定有形文化財（典籍）	千葉県立中央博物館
17	石井雙石篆刻資料	県指定有形文化財（書籍）	千葉県立美術館
18	板碑	県指定有形文化財（考古資料）	千葉県立房総のむら
19	池花南遺跡環状ユニット出土品	県指定有形文化財（考古資料）	千葉県立房総のむら
20	木の根遺跡出土土偶	県指定有形文化財（考古資料）	千葉県立房総のむら
21	三里塚 No. 55 遺跡出土旧石器時代石器	県指定有形文化財（考古資料）	千葉県立房総のむら
22	千葉寺経塚出土資料	県指定有形文化財（考古資料）	千葉県立千葉高等学校
23	浅間山古墳石室出土遺物	県指定有形文化財（考古資料）	千葉県立中央博物館
24	吉原三王遺跡出土の墨書土器資料群	県指定有形文化財（考古資料）	教育庁文化財課
25	有吉南貝塚 354 号跡出土埋葬関連遺物	県指定有形文化財（考古資料）	教育庁文化財課
26	草刈遺跡群出土小銅鐸	県指定有形文化財（考古資料）	教育庁文化財課

27	鹿山文庫関係資料	県指定有形文化財（歴史資料）	千葉県立佐倉高等学校
28	農村生活用具	県指定有形民俗文化財	千葉県立多古高等学校
29	利根川下流域の漁撈用具	県指定有形民俗文化財	千葉県立中央博物館
30	上総大多喜城跡本丸 附 大井戸 薬医門 1 棟	県指定史跡	千葉県立中央博物館
31	飯郷作遺跡	県指定史跡	千葉県立佐倉西高等学校
32	相馬郡衙正倉跡	県指定史跡	千葉県立我孫子特別支援学校
33	日本酪農発祥地	県指定史跡	千葉県嶺岡乳業研究所
34	袖ヶ浦市吉野田の清川層産出の 脊椎動物	県指定天然記念物	千葉県立中央博物館

千葉県文化財保存活用大綱

策定	令和2年10月14日
発行	令和2年12月25日
改正	令和5年1月18日
発行者	千葉県教育委員会
編集者	千葉県教育庁教育振興部文化財課 〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 電話 043-223-4082 FAX 043-221-8126
